# 吸収分割に係る事前開示書類

2024 年 11 月 29 日

株式会社イオン銀行

イオンフィナンシャルサービス株式会社

2024 年 11 月 29 日

# 吸収分割に係る事前開示書類

（吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項
吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項）

東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地
株式会社イオン銀行
代表取締役　　小林　裕明

東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　　藤田　健二

株式会社イオン銀行（以下「甲」といいます。）及びイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「乙」といいます。）は、2024 年 10 月 28 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2025 年 2 月 28 日として、甲がその営む WAON バリュイシュア事業（以下「ABK バリュイシュア事業」といいます。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、金 3,300 百万円（以下「本基準対価」といいます。）に、本吸収分割契約に基づき、本基準対価の算定の基礎となった承継する資産及び負債の額と本吸収分割の効力発生日時点における承継する資産及び負債の差額に基づく調整を加えて算出される金額の金銭を交付します（別紙 1（吸収分割契約書）第 4 条参照）。

甲及び乙は、本吸収分割による承継対象となる資産及び負債の額並びに ABK バリュイシュア事業の事業性等も勘案して、協議・検討を行った結果、上記の事項が相当なものであるとして合意しました。

3. 会社法第 758 条 8 号に関する事項

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 乙は、2024 年 3 月 22 日に、乙の連結子会社であるイオンプロダクトファイナンス株式会社（以下「イオンプロダクトファイナンス」といいます。）より配当金 20,000 百万円を受領しました。
② 乙は、2024 年 3 月 25 日開催の取締役会において、株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」といいます。）と業務提携に係る基本合意書の締結を決議し、また、当該業務提携の一環として、同日付でオリコに対するイオンプロダクトファイナンス全株式の譲渡（譲渡価額：50 億円）を完了しました。
③ 乙は、2024 年 10 月 28 日に、イオンリテール株式会社（以下「イオンリテール」といいます。）との間で、2025 年 2 月 28 日を効力発生日として、イオンリテールがイオンリテールの WAON バリュイシュア事業に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割について吸収分割契約を締結しました。当該吸収分割の対価は、金 125,00 百万円に、当該吸収分割契約に基づき、当該金額の算定の基礎となった承継する資産及び負債の額と当該吸収分割の効力発生日時点における承継する資産及び負債の差額に基づく調整を加えて算出される金額の金銭とされており、また、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとされております。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 3 に記載のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 甲の債務の履行の見込みについて

甲の 2024 年 3 月末日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約 5,487,567 百万円及び約 5,195,507 百万円です。

甲において、上記の日時から本書面作成日現在に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、甲においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 乙の債務の履行の見込みについて

乙の 2024 年 2 月末日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約 1,229,320 百万円及び約 991,170 百万円です。

乙において、上記の日から本書面作成日現在に至るまで、上記 5 で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、上記 5 で記載した事項を考慮しても、乙においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上

別紙 1（吸収分割契約書）

（添付のとおり）




# 吸収分割契約書

株式会社イオン銀行（以下「**甲**」という。）及びイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「**乙**」という。）は、2024 年 10 月 28 日、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

**第 1 条（吸収分割の方法）**

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲が甲の WAON バリュイシュア事業（以下「**本承継対象事業**」という。）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「**本吸収分割**」という。）。

**第 2 条（商号及び住所）**

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社
（商号）株式会社イオン銀行
（住所）東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地

(2) 乙：吸収分割承継会社
（商号）イオンフィナンシャルサービス株式会社
（住所）東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地

**第 3 条（権利義務の承継）**

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「**本承継対象権利義務**」という。）は、別紙に記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

**第 4 条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）**

1. 乙が本吸収分割により承継する権利義務の対価（以下「**本対価**」という。）は、金 3,300 百万円（以下「**本基準価額**」という。）に、次の各号に定める調整を行った金額とする。
   (1) 本要調整額（次項で定義する。以下本項において同じ。）が正の値の場合、本対価は、本基準価額に本要調整額を加算した額とする。
   (2) 本要調整額が負の値の場合、本対価は、本基準価額に本要調整額の絶対値を減算した額（但し、当該減算して得られた額が負の値の場合には、金零円）とする。
   (3) 本要調整額が零の場合、本対価は、本基準価額と同額とする。
2. 本契約において、「**本要調整額**」とは、以下の算式に従って算出される金額をいう。
   本要調整額＝（本クロージング日調整対象資産額－本クロージング日調整対象負債額）－（本基準調整対象資産額－本基準調整対象負債額）

但し、上記算式において使用される以下の用語は、本契約において以下に定める意味を有する。

(1) 「**本クロージング日調整対象資産額**」とは、本クロージング日貸借対照表（本吸収分割の効力発生日時点の本承継対象事業に係る資産負債の明細（但し、当該明細における項目は、(i)「現金及び預金」（但し、**別紙**で定義する本承継調整金がある場合の当該本承継調整金を除く。以下本条において同じ。）、(ii)「未収金・仮払金等」及び(iii)「繰延税金資産」（但し、「繰延税金資産」については、甲の繰延税金資産が本承継対象権利義務に含まれる場合に限る。）、並びに(iv)「仮受金・前払金等」、(v)「預り保証金」、(vi)「電子マネー」、(vii)「未払金（電子マネー）」及び(viii)「引当金」に限り、各項目の金額は百万円未満を四捨五入するものとし、また、(i)「現金及び預金」としては、28,042 百万円を計上するものとする。但し、甲の繰延税金資産が本承継対象権利義務に含まれる場合には、(i)「現金及び預金」としては、27,832 百万円を計上するものとする。）をいう。以下本項において同じ。）に、(i)「現金及び預金」（但し、本承継調整金がある場合の本承継調整金を除く。以下本条において同じ。）、(ii)「未収金・仮払金等」及び(iii)「繰延税金資産」（但し、「繰延税金資産」については、甲の繰延税金資産が本承継対象権利義務に含まれる場合に限る。）として計上される額の合計額をいう。

(2) 「**本クロージング日調整対象負債額**」とは、本クロージング日貸借対照表に、(iv)「仮受金・前受金等」、(v)「預り保証金」、(vi)「電子マネー」、(vii)「未払金（電子マネー）」、(viii)「引当金」及び(ix)「未払費用」として計上される額の合計額をいう。

(3) 「**本基準調整対象資産額**」とは、金 35,962 百万円（内訳：(i)「現金及び預金」28,042 百万円、(ii)「未収金・仮払金等」7,920 百万円）をいう。但し、甲の繰延税金資産が本承継対象権利義務に含まれる場合には、金 35,962 百万円（内訳：(i)「現金及び預金」27,838 百万円、(ii)「未収金・仮払金等」7,920 百万円、(iii)「繰延税金資産」204 百万円）をいう。

(4) 「**本基準調整対象負債額**」とは、金 35,962 百万円（内訳：(iv)「仮受金・前受金等」2,735 百万円、(v)「預り保証金」372 百万円、(vi)「電子マネー」15,262 百万円、(vii)「未払金（電子マネー）」16,621 百万円、(viii)「引当金」911 百万円、(ix)「未払費用」61 百万円）をいう。

**第 5 条（乙の資本金及び準備金に関する事項）**

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

**第 6 条（効力発生日）**

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 2 月 28 日

とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙の合意に従い、本効力発生日を変更することができる。

**第 7 条（競業避止）**

甲は、本承継対象事業について、乙に対して、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

**第 8 条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）**

本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間に、本承継対象事業又は本承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかになった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

**第 9 条（本吸収分割の効力）**

本吸収分割は、効力発生日までに、甲が銀行法第 30 条第 2 項の認可を受けていることを条件として、その効力を生じる。

**第 10 条（準拠法及び管轄裁判所）**

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第 11 条（誠実協議）**

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則にのっとり、誠実に協議の上解決する。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が、各1通を保管する。

2024年10月28日

甲：東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
株式会社イオン銀行
代表取締役　小林　裕明

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が、各1通を保管する。

2024年10月28日

乙：東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　藤田　健二

別紙　本承継対象権利義務明細

## 本承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務（但し、(i) 偶発債務及び簿外債務、並びに (ii) 当該甲の権利義務のうち、当該甲の権利義務を本吸収分割により乙に承継するために関係官庁（日本国内外を問わない。）の許認可又は第三者の承諾を要するものであって、当該許認可又は承諾が得られていないものを除く。）とする。

1. 資産

甲が本承継対象事業に関して有する以下の資産。

(1) 現金及び預金 28,042 百万円（但し、甲の繰延税金資産が本承継対象権利義務に含まれる場合には、27,838 百万円とする。）

(2) 本要調整額が負の値であって、かつ、本基準価額に本要調整額の絶対値を減算して得られた額が負の値の場合には、当該減算して得られた額の絶対値に相当する額の現金（当該額の現金を本契約において「**本承継調整金**」という。）

(3) 甲が本承継対象事業に関して有する未収金・仮払金等

(4) 甲が本承継対象事業に関して有する繰延税金資産（但し、法令上承継ができる場合に限る。）

(5) 下記 3. において承継の対象とされる契約に基づく債権

2. 負債及び債務

甲が本承継対象事業に関して負担する以下の負債及び債務。

(1) 仮受金・前受金等

(2) 預り保証金

(3) 電子マネー

(4) 未払金（電子マネー）

(5) 引当金

(6) 未払費用

(7) 下記 3. において承継の対象とされる契約に基づく債務（但し、上記 (1) の仮受金・前受金等を除く。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

甲が本承継対象事業に関して締結する契約（但し、雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく一切の権利義務。

4. 雇用契約

乙は、甲から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

5. 許認可等

乙は、甲から、免許、許可、認可、承認、登録、届出等を一切承継しない

別紙２（吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

# 第 43 期 事業報告

（2023 年3月 1日から
2024 年2月 29 日まで）

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長 藤田 健二

第 43 期 ［2023 年3月 1日から 2024 年2月 29 日まで］ 事業報告

# 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1)事業の経過及びその成果

### ①連結業績の状況

当社は、金融サービスの提供を通じた持続的な成長を実現するため、当社グループの存在意義を再定義した「Our Purpose」を策定いたしました。本パーパスのもとで、全ての役員・従業員がお客さまの豊かな生活のために自立的に考え、自律的に行動することで、小売業発の金融グループの強みである「生活者視点」に立ち、全てのお客さまのライフステージや生活環境の変化に対応した金融サービスの提供を目指しています。

Our Purpose
金融をもっと近くに。
一人ひとりに向き合い、まいにちのくらしを安心とよろこびで彩る。

当連結会計年度における経営環境は、世界的な政情不安の継続や中国経済の成長鈍化、日本を除く各国の金融引き締め政策と金利の高止まりに伴う景気の下振れリスク等、先行きへの不透明感が継続しました。また国内では、コロナ禍において長く停滞していた社会経済活動の正常化が進み、雇用や所得環境の改善が見られる反面、円安等に起因する物価上昇により、個人消費では、日常消費への節約志向と高付加価値商品・サービスへの積極的な支出といった消費の二極化が顕在化しました。

このような状況のもと当社は、事業環境の変化を踏まえた、パーパスを軸とした最適な事業ポートフォリオへの見直しを推進しました。

2023 年６月１日には、グループ横断での経営資源の戦略的配分や、さらなる意思決定の迅速化を図るため、連結子会社であったイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併し、新たな経営体制を発足しました。

国内では、決済を中心とした金融インフラの強化に向け、2023 年６月１日に地域通貨や地域ポイント等の自治体向けソリューションを提供するフェリカポケットマーケティング株式会社を、2024 年２月１日に保険代理店事業等を営む株式会社協栄エイアンドアイを連結子会社化し、イオングループにある金融関連事業の集約と効率化を図りました。

また、2024 年１月 11 日に個品割賦事業を営むイオンプロダクトファイナンス株式会社の発行済株式の全部を株式会社オリエントコーポレーションに譲渡することを決定し、2024 年３月 25 日に本株式譲渡を完了しております。

海外では、2023 年 10 月 20 日にベトナムで個人向けローンを提供する Post and Telecommunication Finance Company Limited を完全子会社とすることを決定しました。また、マレーシアでは新たな銀行の業態であるデジタルバンク事業を営む AEON BANK(M) BERHAD の 2024 年度開業に向けた準備を進める等、アジア各国で金融包摂の考えのもとお客さまの資金ニーズへの対応や金融サービスへのアクセシビリティの向上に資する取組を推進しました。

さらに、国内ではイオン生活圏を金融サービスでつなぎ、お客さまニーズに即した商品・サービスをシームレスに提供するため、総合金融窓口としてスマホアプリ「イオンウォレット」のリニューアルや、コード決済「AEON Pay」の機能拡充及び利用可能場所の増加に取り組み、海外ではアジア各国のデジタル成熟度にあわせたソリューションの提供を推進し、利便性の向上を図りました。加えて、DX 人材の育成に向けた従業員教育を推進しました。

当連結会計年度の連結業績は、企業価値向上に向けた事業構造改革の推進と国内外のリアル接点とデジタル接点を融合したタッチポイントの拡充に取り組むとともに、カードショッピングをはじめとする決済取扱高及び営業債権残高の増加により、連結営業収益は4,856億８百万円（前期比107.5%）となりました。他方、与信精緻化や債権回収体制の強化に継続して取り組み、経費コントロールの向上に努めたものの、海外での景気の減速やインフレ、各国政府のコロナ禍における消費者支援策の縮小等に起因する貸倒関連費用の増加や、国内の顧客基盤の拡大及び利用促進にかかる施策を積極的に実施したことによる販売促進費の増加等の結果、連結営業利益は500億88百万円（前期比85.1%）、連結経常利益は511億74百万円（前期比83.1%）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、第２四半期に連結子会社との吸収合併費用を特別損失に計上したこともあり208億96百万円（前期比68.1%）となりました。

当連結会計年度における経営成績は次の通りです。

（百万円）

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 増減額 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 451,767 | 485,608 | 33,841 | 7.5% |
| 営業利益 | 58,859 | 50,088 | △8,771 | △14.9% |
| 経常利益 | 61,547 | 51,174 | △10,373 | △16.9% |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 30,677 | 20,896 | △9,781 | △31.9% |

当連結会計年度におけるセグメント業績は次の通りです。

（百万円）

| | | 営業収益 | | | 営業利益 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 増減率 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 増減率 |
| 国内 | リテール | 167,877 | 172,920 | 3.0% | 3,872 | 4,699 | 21.4% |
| | ソリューション※ | 180,337 | 190,710 | 5.8% | 13,285 | 8,362 | △37.1% |
| 国際 | 中華圏 | 22,462 | 30,638 | 36.4% | 7,716 | 8,797 | 14.0% |
| | メコン圏 | 86,020 | 89,929 | 4.5% | 18,997 | 15,878 | △16.4% |
| | マレー圏 | 60,901 | 72,993 | 19.9% | 15,716 | 13,541 | △13.8% |
| 合計 | | 517,600 | 557,192 | 7.6% | 59,588 | 51,278 | △13.9% |
| 調整額 | | △65,833 | △71,583 | － | △728 | △1,190 | － |
| 連結 | | 451,767 | 485,608 | 7.5% | 58,859 | 50,088 | △14.9% |

※2023年６月１日付で当社連結子会社であったイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併したことに伴い、当連結会計年度より、従来、事業セグメントに帰属しない「調整額」に含まれていた当社業績を「ソリューション」に含める管理区分の見直しを行っております。なお、前期のセグメント業績は、変更後のセグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

**②セグメントの状況**

＜国内・リテール＞

国内・リテール事業の営業収益は1,729億20百万円（前期比103.0%）、営業利益は46億99百万円（前期比121.4%）となりました。

リテール事業では、株式会社イオン銀行（以下、イオン銀行）が、住宅ローン取扱高の拡大に向け、住宅ローン契約者さま限定の特典としてイオングループでのお買い物が毎日５%割引となる「イオンセ

レクトクラブ」の特典を拡充しました。加えて、店舗及びWeb上で、契約者さまのイオングループでのご利用状況に応じたお買い物割引額の確認が可能となるシミュレーション機能の追加や、テレビCMや店頭での特典の告知強化に継続して取り組んだことによりお申込み件数が大幅に増加し、契約率の向上に繋がりました。これらの結果、住宅ローンの取扱高は5,586億２百万円（前期比114.4%）、債権流動化前の居住用住宅ローンの貸出金残高は２兆8,143億25百万円（期首差1,534億７百万円増）となりました。

資産形成サービスでは、2024年１月１日に、イオン銀行とマネックス証券株式会社との金融商品仲介業務における包括的業務提携に基づき、同業務に関するサービス提供を開始いたしました。これにより、お客さまの資産運用ニーズの高まりに対応した投資信託の取扱銘柄数の拡充を図るとともに、運用相談等の顧客サービスの充実に取り組みました。また、資産運用ビジネスにかかるシステム管理及びバックオフィス業務を委託したことにより、運営費用の削減を図っております。

これらの取組に加え、新規口座開設キャンペーンやクラウドファンディングへの参画等の推進により、当連結会計期間におけるイオン銀行の預金口座数は858万口座（期首差30万口座増）、預金残高は４兆5,393億72百万円（期首差1,396億56百万円増）と堅調に推移しました。

ショッピングリボ・分割払いにおいては、分割払いニーズの高い家電量販店等との共同販促企画や初回利用キャンペーンの実施等、積極的な利用促進に努めました。また、Web及びスマホアプリ上でリボ・分割払いでの支払額の確認が可能となるシミュレーション機能の搭載やリボ変更のルート追加、スマホアプリの視認性向上等に取り組みました。

カードキャッシングにおいては、資金ニーズに対応したキャンペーン等を継続して実施しました。また、Web及びスマホアプリ上で返済方法をリボ払いへ変更可能な機能の追加等の利便性向上に加え、お客さまの職業や年収等、最新の属性情報に基づく適切な与信枠の設定と利用促進に向け、アウトバウンドコールの強化に取り組んだ結果、取扱高が拡大しました。

これらの結果、ショッピングリボ・分割債権残高は3,107億70百万円（期首差454億８百万円増）、キャッシング債権残高は4,123億22百万円（期首差170億12百万円増）と、営業債権残高が順調に増加しました。

保険関連事業では、イオン・アリアンツ生命保険株式会社において、当社グループ各社の取り扱う住宅ローン、ワンルームマンションローン及びリフォームローン向けに提供する団体信用生命保険を継続して推進しました。また、当社グループにおける重複機能の集約による効率化と保険代理店事業の強化を目的に、2024年２月１日に連結子会社化した株式会社協栄エイアンドアイの保険代理店事業を、イオン保険サービス株式会社へ吸収分割により承継することを決定しました。

＜国内・ソリューション＞

国内・ソリューション事業の営業収益は1,907億10百万円（前期比105.8%）、営業利益は83億62百万円（前期比62.9%）となりました。

なお、2023年６月１日付で当社連結子会社であったイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併したことに伴い、当連結会計年度より、従来事業セグメントに帰属しなかった当社業績をソリューション事業に含める管理区分の見直しを行っているため、前期比は見直し後の区分に基づき作成したものと比較しております。

ソリューション事業では、店頭及びWebでのカード新規入会の促進に加え、新規提携カードの発行や特典の拡充等、イオングループをはじめとした提携先企業との連携強化に取り組みました。また、コード決済「AEON Pay」において、従来のクレジットカード払いに加え、新たに銀行口座を紐づけてお支払いが可能となる「チャージ払い」及びWAON POINTをワンストップでお支払いに使用できる「ポイント充当」等の機能拡充を図り、顧客IDの拡大に取り組みました。これらの結果、当連結会計期間におけるカード新規会員登録数は158万件、国内有効会員数は3,149万人（期首差67万人増）となりました。

カードショッピングにおいては、物価上昇による日常消費に対する節約志向の高まりや、政府の電気・ガス価格激変緩和措置による利用単価の減少が見られたものの、コロナ禍の行動制限がなくなり、レジャーや旅行関連業種、公共交通機関等での利用が拡大したことや、イオングループをはじめとする提携先企業との共同販促施策の実施等により、取扱高が拡大しました。加えて、少額かつスピーディー

な決済需要の高い自動販売機やファストフード、ファミリーレストラン等の飲食業種を中心に、AEON Pay の利用可能場所を拡大し、加盟店と共同での利用促進企画を実施したことが奏功し、AEON Pay の利用者数及び取扱高は順調に拡大しました。これらの結果、カードショッピング取扱高は７兆 814 億 82 百万円(前期比 108.5%)となりました。

個品割賦事業においては、自動車を中心とした加盟店での利用促進企画などを継続した結果、取扱高は 1,982 億 25 百万円（前期比 102.6%）となりました。

当連結会計年度は、キャッシュレス決済ニーズの高まりに合わせ、クレジットカードに加え AEON Pay 利用促進等に取り組んだ結果、取扱高が順調に拡大したものの、当第２四半期連結累計期間における顧客基盤の拡大に向けた積極的な販促企画の実施等による販売促進費の増加や、営業債権残高の増加に伴う貸倒関連費用の増加等により、営業利益は前連結会計年度を下回りました。

なお、連結子会社のイオンプロダクトファイナンス株式会社（以下、同社）は、2022 年４月 15 日に関東経済産業局より、割賦販売法に基づく業務改善命令を受け、内部統制システムの再整備に向けて外部専門家の知見を取り入れ、コンプライアンス遵守の企業風土改善に取り組みました。当社は、同社のガバナンス体制の再構築及び管理・監督を強化するとともに、外部専門家との連携を深め定期的に業務改善計画に基づく取組事項について意見をいただき、同社の内部統制システム再構築に向け着実に改善を図りました。

＜国際・中華圏＞

中華圏の営業収益は 306 億 38 百万円(前期比 136.4%)、営業利益は 87 億 97 百万円(前期比 114.0%)となりました。

中華圏では、香港の現地法人 AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.（以下、ACSA）は、香港と中国本土の往来活発化に伴う訪中消費のニーズに対応するため、ACSA のスマホアプリへ銀聯国際（UnionPay International）の提供するコード決済「銀聯 QR」を搭載しました。これにより、イオン銀聯カード会員さまが中国でのコード決済などをシームレスに利用可能となりました。また、スマホでの決済ニーズの高まりに合わせた NFC（Near Field Communication）決済の搭載や、一部加盟店での取扱いに限定していた返済方法を分割払いに変更できる機能の全面導入等を通じたお客さまの利便性向上に取り組みました。

加えて、リアル拠点での即時発行推進や、オンライン入会の促進等による顧客基盤の拡充に取り組むとともに、香港におけるイオンカード発行 30 周年を記念した利用促進企画等、提携先企業との共同販促に継続して取り組んだ結果、カードショッピング取扱高は 1,793 億 41 百万円（前期比 119.7%）と順調に拡大しました。

カードキャッシングや個人向けローンでは、対面での個別融資ご相談の強化に加え、SNS の活用等による訴求強化を図ったことで、オンライン経由でのご利用が継続して増加しており、カードキャッシング取扱高は 422 億１百万円（前期比 120.0%)、ローン取扱高は 335 億 17 百万円（前期比 143.0%）となりました。

取扱高及び営業債権残高の順調な拡大に伴う貸倒関連費用の増加に対し、新たなスコアリングモデルの導入等による与信精度の向上に加え、回収面においては、お客さまの状況に合わせた返済方法の提案強化及び外部債権回収会社の活用等による債権回収体制の強化に努めた結果、中華圏の連結会計期間における営業収益、営業利益ともに過去最高となりました。

＜国際・メコン圏＞

メコン圏の営業収益は 899 億 29 百万円(前期比 104.5%)、営業利益は 158 億 78 百万円(前期比 83.6%)となりました。

メコン圏では、主要展開国であるタイにおいて、現地法人の AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.（以下、ATS）が、提携先との販促企画「イオンサンクスデー」や新規オープン店舗でのイベントなどを通じた新規会員募集の強化に継続して取り組みました。また、EC 需要やスマホ決済ニーズの高まりに合わせ、新たに ATS のスマホアプリ上にて完全カードレスで発行するデジタルクレジット「Next Gen」及び、

コード決済「Scan to pay」サービスを開始しました。これにより、EC 加盟店に加え、タイ全土に約 35 万箇所ある国際ブランドの定める統一規格 EMV 対応のコード決済加盟店で、スマホアプリでの決済が利用可能となりました。これら顧客基盤の拡充及び取扱高拡大への取組により、カードショッピング取扱高は 1,931 億 68 百万円（前期比 115.4%）となりました。

個人向けローンについては、タイ政府の発行する電子決済・口座間送金アプリ「プロンプトペイ（Prompt Pay)」でのご利用額に応じたキャッシュバック企画等、デジタルでのタッチポイントを活用した利用促進に取り組み、取扱高は 1,093 億 79 百万円（前期比 117.0%）となりました。

なお、タイにおいては、エネルギー価格の高騰やインフレによる家計圧迫が続くことに加え、コロナ禍での政府による債務負担軽減策の段階的な解除等に起因した返済余力の低下が、貸倒関連費用の増加に繋がっております。そのような中、AI や外部委託先を活用した与信精緻化及び債権回収体制の強化に継続して取り組み、費用コントロールに努めました。

ベトナムでは、2023 年 10 月にベトナムのファイナンス会社である Post and Telecommunication Finance Company Limited（以下、PTF）の株式 100%を取得し、完全子会社とする持分譲渡契約を締結することを決議いたしました。当社では、ベトナム現地法人 ACS TRADING VIETNAM CO.,LTD.が 2008 年に現地で家電や二輪車等の自社割賦販売を中心に事業展開を開始し、現地のお客さまの生活に密着したサービスの提供に取り組んでおりますが、PTF の子会社化により個人向けローンを中心とした新たな金融サービスの提供を開始し、ベトナムでの事業拡大を目指してまいります。

＜国際・マレー圏＞

マレー圏の営業収益は 729 億 93 百万円(前期比 119.9%)、営業利益は 135 億 41 百万円(前期比 86.2%)となりました。

マレー圏では、マレーシア現地法人 AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD が、グループの小売事業 AEON CO. (M) BHD.との共同利用施策「お客さま感謝デー」でのカード利用特典をご利用額の最大 10%割引に改定し、店頭等での積極的な訴求による新規顧客獲得の強化を図りました。また、海外旅行者の増加に合わせた提携先企業との共同施策等、カード利用促進に取り組んだ結果、マレー圏のカードショッピング取扱高は 568 億 62 百万円（前期比 115.7%）となりました。

バイクローンにおいては、外部信用情報を活用した即時仮与信機能の全加盟店への導入や、GAILABO 社の提供する AI クレジットスコアリングを導入した与信のさらなる精緻化に取り組みました。また、新たに環境に配慮した EV バイクを対象としたバイクローンを開始し、提携社数の拡大を図りました。これらの結果、マレー圏の個品割賦の取扱高は 1,195 億 69 百万円（前期比 117.0%）と順調に拡大しました。

個人向けローンにおいては、個品割賦の申込に展開していた e-KYC（オンライン本人認証）及び即時仮与信に加え、Web 申込へ電子署名機能を導入しました。これにより、個人向けローンにおけるすべての手続きがデジタル上で完結することが可能となり、手続きにかかる時間短縮等、お客さまの利便性が向上し、個人向けローンの取扱高は 637 億 62 百万円（前期比 135.2%）と伸長しました。

2024 年度開業に向けた準備を進めている、新たな銀行業態であるデジタルバンク事業では、AEON BANK (M) BERHAD（準備会社 ACS Digital Berhad から 2023 年 12 月 18 日付で商号変更、以下、ABKM）が、2024 年１月８日にマレーシア中央銀行よりデジタルバンクの営業許可を取得しました。ABKM は、マレーシアで広く普及するイスラム金融方式の商品・サービスを採用しており、預金及びデビットカードのサービスから開始し、個人向けローン等のお客さまニーズに即した金融商品・サービスの順次拡大を図ってまいります。

また、インドネシア現地法人 PT.AEON CREDIT SERVICE INDONESIA では、2023 年 10 月より、クレジットカードや個品割賦に加え、新たな決済手段として BNPL(Buy Now Pay Later)のサービス「QRIS PayLater」を開始し、現地のお客さまのニーズに即した決済サービスの拡充に取り組みました。

マレー圏では取扱高及び営業債権残高の順調な拡大による収益拡大に加え、継続して AI やデジタル技術の活用による与信及び回収体制の強化に取り組んでおりますが、前連結会計年度はマレーシア政府

によるコロナ禍の支援施策の実施により、お客さまが返済しやすい状況となったことで貸倒関連費用が大幅に減少したため、当連結会計年度では前年比で貸倒関連費用が増加したことに加え、ABKM 開業に向けた準備費用を計上したことで、マレー圏の営業費用は前年比で増加しました。

### ③サステナビリティの取組

当社グループは、誰もが心豊かで幸せに暮らせる持続可能な社会を実現し、平和に貢献することを旨とする「サステナビリティ基本方針」を掲げ、取締役会からの委嘱を受けたサステナビリティ委員会において、サステナビリティに関する事項を総合的・専門的に協議、検討の上、事業活動を通じた社会課題の解決を推進しております。2021 年 11 月、中長期的に当社事業へ影響を及ぼす可能性のある重要な社会課題（マテリアリティ）を特定し、「革新的な金融サービスを通じた幸せの追求」、「人材の多様性と可能性の発揮」、「レジリエントな経営基盤の確立」、「気候変動等への対応」を経営の重要課題に位置づけ、グループ各社が主体的に事業戦略へ統合を進めております。

まず、「革新的な金融サービスを通じた幸せの追求」に対し、国内において、コード決済「AEON Pay」の利便性向上に取り組み、チャージ払いやポイント充当、個人間送金が可能となりました。また、地域ソリューション事業を担うフェリカポケットマーケティング株式会社が提供する、自治体、事業者、ユーザーを繋ぐコミュニケーションプラットフォーム「よむすび」の拡大や、ふるさと納税ポータルサイト「まいふる By AEON CARD」のオープンにより、金融サービスを通じて地域社会へ貢献しております。海外では、平均年齢が若く今後も経済成長が見込まれるベトナムにおいて、PTF の株式取得を実施し、イオングループ一体となってイオン生活圏の拡大をさらに加速させることで、お客さまの暮らしを豊かにしてまいります。また、マレーシアでは、ABKM は、マレーシアで広く普及しているイスラム金融方式の商品・サービスを採用しており、個人のお客さまだけでなく、小規模事業主のお客さまにも順次商品・サービスを拡大するなど、イオングループの顧客基盤を活用し、あらゆる層に金融サービスを提供することで、マレーシアの社会課題解決や金融包摂の実現に貢献してまいります。

次に、「人材の多様性と可能性の発揮」については、当社及び各子会社がイノベーションを通じて戦略目標を達成し、事業を持続的に成長させるため、高度で幅広い知見を有する従業員の育成とマネジメントの強化を推進しました。この一環として 2023 年３月に開設した AFS アカデミーは、学びの機会を提供する人材教育・育成機関としての中心的な役割を担っています。また、2023 年 12 月より、社会の課題解決へ意欲の高い従業員を社内公募で募り、当社グループの価値観である「Our Purpose」を実現するための革新的な商品・サービスを検討・提案し、事業化を目指すオープンイノベーションプログラム「Our Purpose through Innovation」を開始しました。

当社グループは、常にお客さま満足を追求するために一人ひとりの従業員が、心身ともに健康で、活力に満ちた存在であることが必須であると考え、グループをあげて健康経営の推進に努めております。

「レジリエントな経営基盤の確立」について、当社は、2023 年６月１日付で連結子会社であるイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併いたしました。本合併により、グループ横断での経営資源の戦略的活用と更なる意思決定の迅速化を図るとともに、決済事業を中心としたクロスセル展開を加速し、当社グループの金融商品やサービスの拡充及び顧客基盤の更なる拡大を目指しております。

さらに、世界各地での政情不安やサイバーリスクの顕在化を踏まえ、国内外グループ各社において研修による知識習得や不審メール対応訓練等、情報セキュリティ対策の強化に取り組むとともに、地震、水害、その他の事象を想定した危機対応訓練は、展開地域ごとに多様な被害シナリオをもとに実施しています。

この他、コーポレート・ガバナンス体制については、社外取締役のみで構成される取引等審査委員会の開催頻度を増やし、少数株主の利益保護の観点で議論するなど、全てのステークホルダーの立場を踏まえて透明・公正な意思決定を行うために強化及び充実を図っております。

最後に「気候変動等への対応」については、イオングループの「脱炭素ビジョン」に則り、2040 年を目途に、店舗で排出する $CO_2$ を総量でゼロとする取組を推進しております。また、気候変動に係る国際的な情報開示フレームワーク「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：「TCFD」）に則り、温室効果ガス（GHG）排出量の算定や気候変動シナリオ分析等を通じて、気候変動が当社グループ事業へ及ぼすリスクと機会を把握し、取組の深化と情報開示の充実を図り、脱炭素社会の実現への貢献を進めております。

さらに、社会貢献活動として、イオングループが全国各地で実施している海ごみクリーンアップ活動（イオン ハートフルボランティア）に当社グループ従業員も積極的に参加し、地域住民の皆さまとともに活動しました。加えて、従業員による森づくりの推進や環境教育、並びに里山・森林活動の普及・啓発を目的に、公益財団法人イオン環境財団及びイオン株式会社と連携しながら、「イオンの森づくり」や「植樹活動」を実施しております。なお、2023年６月には、先述の吸収合併を記念した育樹祭も実施しました。

また、東日本大震災復興支援活動の一環として、福島県いわき市での「綿花収穫ボランティア」や、不要になった本の売却益を寄付する「本棚チャリティ」、未使用タオル等を寄贈する「復興ぞうきんプロジェクト」等の活動を継続して実施しています。2024年１月、イオン株式会社が実施する「令和６年能登半島地震 緊急支援募金」において、AEON Pay及びイオンカード決済、カードにたまったポイントや、イオン銀行口座を通じたキャッシュレス募金を実施しました。

この他、当社グループを含むイオングループの主要企業が税引前利益の１％相当額を拠出する公益財団法人イオンワンパーセントクラブと協働し、当連結会計期間はイオンモール白山とイオンモール札幌平岡の２ヵ所で子どもたちへの金融教育イベントを開催しました。

## （2）対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境として、世界的な政情不安の継続や中国経済の成長鈍化、日本を除く各国の金融引き締め政策と金利の高止まりに伴う景気の下振れリスク等、先行きへの不透明感が継続しました。

国内では企業の値上げや賃金の上昇が広がり、経済の好循環が期待される一方で、お客さまの生活防衛の意識は高まり、消費行動や運用ニーズに影響を与えています。また、コロナ禍で進展したキャッシュレス決済においては、競合各社によるさらにお得で便利なサービス提供に向けた競争が激化しており、当社の主要な事業領域である決済サービス環境の変化はより一層加速しています。

このような状況下において、当社は、2030年のありたい姿を「『金融をもっと近くに』する地域密着のグローバル企業」と掲げております。日本国内だけではなくアジア諸国全域をマーケットとして捉えることを再認識するとともに、各国・地域では地域密着型の企業として、一人ひとりに寄り添い、お客さまの「不」を解決・解消することで、ありたい姿の実現に向けて取り組んでまいります。加えて、事業ポートフォリオの見直しによる選択と集中により、生産性の向上を進めてまいります。

当社グループのOur Purposeのもと、中期経営計画「第二の創業：バリューチェーンの革新とネットワークの創造」の基本方針を掲げ、アジア各国のお客さまに、より革新的な金融サービスの提供を目指し、下記の取組を進めてまいります。

＜国内事業における重点施策＞

①イオン生活圏の構築に向けたインフラづくり

イオングループでは、グループ各社の総合力を組み合わせて、地域に根差した商品・サービス・生活基盤をシームレスに提供することでイオン生活圏を創造し、お客さまの生活を豊かにしていくことを成長戦略の一つとして掲げております。

当社グループは、その「イオン生活圏」を金融サービスで繋ぐインフラづくりの役割を担い、お客さまの生活に密接に関わる決済サービスの利便性向上を進めるとともに、コード決済AEON Payがどこのお店でも使える幅広い決済ネットワークとなるために、利用可能箇所をさらに拡大してまいります。また、アジアを繋ぐ決済ネットワークを構築するため、他社提携を含め、先進的な取組を行ってまいります。

②地域・お客さまの生活インフラニーズの取り込み

お客さま目線で必要なサービスをスムーズに提供できるよう、お客さまとのタッチポイントを再構築します。小型店舗においてもデジタルを活用し、リモートでお客さまに商品を親身にご説明できるリアル拠点を設けること、当社グループ各社のアプリを統合し、ワンストップで様々な商品をご提供できる環境を構築することなどの取組により、クロスセルを促進し、お客さまの満足度向上とともに生産性の向上を目指します。また、既存の商品の使いやすさを追求することに加えて、お客さまのライフスタイルに合わせた新たな商品・サービスを開発し、これまでご利用いただいていなかったお客さまのニーズを取り込んでまいります。

③リスク・コストコントロール能力の向上

AIを活用したスコアリング等による与信・債権管理の高度化に継続的に取り組んでいます。また、クレジットカードの不正利用が増加している中で、当社としては利用通知サービスやカード不正利用検知による不正防止等を強化することで、お客さまの日々の生活に安全と安心を提供できるように取り組ん

でまいります。

＜国際事業における重点施策＞
①各国でのデジタル金融包摂の実行
マレーシアにおいて2022年４月にデジタルバンクのライセンスを取得し、2024年上期開業に向けた準備を進めております。デジタルバンク事業を営むAEON BANK (M)BERHADでは、AI分析など最新技術を導入し、お客さまの収入の変動やライフステージの進展による金融ニーズの変化に対して、継続して当社グループのサービスをご利用いただける、LTV最大化を推進するビジネスモデルを構築してまいります。
デジタルバンク開業後はシステムアーキテクチャー、AI活用、金融包摂などにおける成功事例をグループ各社へ水平展開し、海外各社のビジネスモデル転換を加速させてまいります。

②事業・提供商品・展開エリアの拡大
ベトナムにおいて、Post and Telecommunication Finance Company Limited の株式取得などを契機とし、同国における事業を当社グループの海外事業における第４の柱とするべく、成長戦略を強化するとともに、提供する商品・サービスのラインナップを拡充することで、お客さまの暮らしを豊かにするために取り組んでまいります。
また、アジアにおける新規参入調査を進め、今後の展開エリアの拡大に向けた取組を進めてまいります。

③都市と地方のニーズの違いに応じたエリア戦略立案
各国において、フォワードルッキングな与信管理モデルの構築に取り組んでおります。これにより地域ごとの顧客属性や商品ポートフォリオを細分化し、生涯予測収益、貸倒費用の把握をするとともに、営業施策や審査基準へ活用しエリア戦略立案を進めることで、収益の最大化及び貸倒費用の抑制による、利益最大化を図ってまいります。

## (3) 設備投資の状況

（単位:百万円）

| | 国内 ・リテール | 国内 ・ソリューション | 国際 ・中華圏 | 国際 ・メコン圏 | 国際 ・マレー圏 | 調整 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 設備投資の総額 | 7,048 | 27,787 | 5,574 | 2,443 | 6,178 | △25 | 49,007 |

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 主なものは、国内における次期クレジットカードシステムの開発、統合基盤に関する設備投資であります。

## (4) 資金調達の状況

当社は財務面において子会社資金調達の一元化や、調達期間の長期化、調達手法の多様化等により、手元流動性と財務安定性を確保することに注力しています。その一環として、当連結会計年度は、総額400億円の無担保社債の発行を実施いたしました。

| 発行銘柄 | 発行額 | 発行日 | 償還期日 |
|---|---|---|---|
| 第22回無担保社債 | 250億円 | 2023年7月4日 | 2027年1月4日 |
| 第23回無担保社債 | 150億円 | 2023年7月4日 | 2028年7月4日 |

## (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年10月４日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併することを決議し、2022年12月１日付で合併契約を締結し、2023年６月１日付で同社を吸収合併いたしました。

## (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度（当期） |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 487,309 | 470,657 | 451,767 | 485,608 |
| 経常利益 | 40,238 | 59,944 | 61,547 | 51,174 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 17,693 | 30,212 | 30,677 | 20,896 |
| １株当たり当期純利益 | 81円99銭 | 139円98銭 | 142円13銭 | 96円81銭 |
| 純資産 | 474,667 | 509,055 | 541,133 | 574,316 |
| 総資産 | 6,123,721 | 6,278,586 | 6,659,468 | 6,945,571 |
| １株当たり純資産 | 1,860円08銭 | 1,965円47銭 | 2,014円29銭 | 2,123円47銭 |

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3.「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2020 年３月 31 日）等を 2022 年度の期首から適用しており、2022 年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

| 区分 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度（当期） |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 22,252 | 21,264 | 17,493 | 126,539 |
| 当期純利益 | 8,529 | 10,474 | 8,702 | 36,185 |
| １株当たり当期純利益 | 39円52銭 | 48円53銭 | 40円32銭 | 167円63銭 |
| 純資産 | 215,862 | 217,321 | 213,712 | 238,150 |
| 総資産 | 685,719 | 733,686 | 791,954 | 1,229,320 |
| １株当たり純資産 | 999円94銭 | 1,006円72銭 | 990円00銭 | 1,103円18銭 |

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3.「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を2022年度の期首から適用しており、2022年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
4. 2023年６月１日付でイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併したため、前事業年度と比べ営業収益等が大幅に増加しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係 |
|---|---|---|---|
| イオン株式会社 | 220,007百万円 | 48.24% | ブランドロイヤルティの支払 |

（ⅰ）当社と親会社との間で当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約はありません。

（ⅱ）当社は、親会社との間でブランドロイヤルティに関する取引を実施しておりますが、この取引については、全ての独立社外取締役にて構成される取引等審査委員会へ事前に諮問し、同委員会の答申を踏

まえ、取締役会において親会社等と利害関係のある取締役を除いて審議し決議するように留意しています。また、上記の取締役会においては、当該取引の必要性及び取引条件の合理性を十分審議して、当社の利益を害さないものであることを確認した上で、決議しております。

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 親会社が有する当社の議決権比率は、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。

### ②　重要な子会社の状況

| 会　社　名 | 資　本　金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| ＡＦＳコーポレーション株式会社 | 2,000百万円 | 100.00% | 銀行持株会社 |
| 株　式　会　社　イ　オ　ン　銀　行 | 51,250百万円 | 100.00%<br>（100.00%） | 銀行事業及びクレジット事業 |
| イオンプロダクトファイナンス株式会社 | 3,910百万円 | 100.00% | 信用購入あっせん業 |
| イオン保険サービス株式会社 | 250百万円 | 99.02% | 保険代理店事業 |
| イオン住宅ローンサービス株式会社 | 3,340百万円 | 100.00%<br>（100.00%） | 住宅ローン事業 |
| ＡＣＳリース株式会社 | 250百万円 | 100.00% | リース業 |
| エー・シー・エス債権管理回収株式会社 | 600百万円 | 99.50% | サービサー事業 |
| イオン・アリアンツ生命保険株式会社 | 22,599百万円 | 74.07% | 保険業 |
| AEON Financial Service (Hong Kong) Co., Ltd. | 15,475 百万円<br>（740 百万人民元） | 100.00% | 中国事業統括会社 |
| AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd. | 5,187 百万円<br>（269百万香港ドル） | 54.04%<br>（54.04%） | クレジット事業 |
| AEON THANA SINSAP (THAILAND)PCL. | 1,045 百万円<br>（250百万タイバーツ） | 54.32%<br>（19.20%） | クレジット事業 |
| AEON CREDIT SERVICE(M) BERHAD | 18,483 百万円<br>（584 百万<br>マレーシアリンギット） | 61.50% | クレジット事業 |
| AEON BANK(M)BERHAD | 11,077 百万円<br>（350 百万<br>マレーシアリンギット） | 100.00%<br>（50.00%） | 銀行事業 |

（注）1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。

3.当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

4.当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）は、内数で間接所有割合であります。

5.AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.は香港証券取引所に上場しております。

6.AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.はタイ証券取引所に上場しております。

7.AEON CREDIT SERVICE(M) BERHAD はマレーシア証券取引所に上場しております。

8.上記のほか、国内に2社、香港、タイ、マレーシア、中国、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマーの各国・地域に18社の子会社があります。

9. 当社は、2022年10月４日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併することを決議し、2022年12月１日付で合併契約を締結し、2023年６月１日付で同社を吸収合併いたしました。

## （11）主要な事業内容（2024年2月29日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社33社並びに持分法適用非連結子会社１社で構成され、イオングループ各社と協力し、それぞれの地域において包括信用購入あっせん、個別信用購入あっせん、融資、銀行業、業務代行サービサー（債権管理・回収）等の金融サービス事業を主に行っており、各社がお客さまと直結した事業活動を展開しております。

## (12) 主要な営業所等（2024年2月29日現在）

### ① 当社

本社　東京都千代田区

| 事業所名 | 所在地 |
|---|---|
| 北海道支社 | 北海道札幌市 |
| 東北支社 | 宮城県仙台市 |
| 北関東支社 | 埼玉県さいたま市 |
| 南関東支社 | 東京都中央区 |
| 東海支社 | 愛知県名古屋市 |
| 近畿支社 | 大阪府大阪市 |
| 中四国支社 | 広島県広島市 |
| 九州・沖縄支社 | 福岡県福岡市 |

### ② 子会社

| 会社名 | 所在地 |
|---|---|
| AFSコーポレーション株式会社 | 東京都千代田区 |
| 株式会社イオン銀行 | 東京都千代田区 |
| イオンプロダクトファイナンス株式会社 | 東京都千代田区 |
| イオン保険サービス株式会社 | 千葉県千葉市 |
| イオン住宅ローンサービス株式会社 | 東京都千代田区 |
| ACSリース株式会社 | 東京都千代田区 |
| エー・シー・エス債権管理回収株式会社 | 千葉県千葉市 |
| イオン・アリアンツ生命保険株式会社 | 東京都文京区 |
| AEON Credit Service(Asia)Co. , Ltd. | 香港 九龍 |
| AEON THANA SINSAP(THAILAND)PCL. | タイ バンコク |
| AEON CREDIT SERVICE(M)BERHAD | マレーシア クアラルンプール |
| AEON BANK(M) BERHAD | マレーシア クアラルンプール |

(注) 国内子会社のうち８社、海外子会社のうち現地株式市場に上場している３社を含む主要な子会社４社について記載しております。

## (13) 従業員の状況（2024年2月29日現在）

### ① 企業集団の状況

| 事業区分 | 従業員数 | 前連結会計年度末比 |
|---|---|---|
| 国内 | 5,162名 | 63名増 |
| リテール | 2,635名 | 43名減 |
| ソリューション | 2,527名 | 106名増 |
| 国際 | 10,700名 | 142名減 |
| 中華圏 | 438名 | 68名減 |
| メコン圏 | 6,340名 | 34名減 |
| マレー圏 | 3,922名 | 40名減 |
| その他 | 106名 | 212名減 |
| 合計 | 15,968名 | 291名減 |

(注) 1. 従業員数は、就業者数であり、時給制従業員、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2. 国際事業に属する国・地域内訳は次のとおりであります。

中 華 圏：中国、香港

メコン圏：タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー

マレー圏：マレーシア、インドネシア、フィリピン、インド

3. 2023 年６月１日付でイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併したため、当社の従業員は全てソリューションのセグメントに属しております。

② 当社の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 1,646名 | 1,434名増 | 39.6歳 | 11.3年 |

（注）従業員数は、就業者数であり、時給制従業員、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。また、従業員数が前連結会計年度末と比べて1,434名増加しましたのは、2023年６月１日付でイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併したためであります。

## （14）主要な借入先（2024年2月29日現在）

| 借入先 | 借入額(百万円) |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 29,500 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 25,000 |
| 株式会社三井住友銀行 | 25,000 |

## （15）その他企業集団の現況に関する重要な事項（2024年2月29日現在）

当社は、2024年１月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるイオンプロダクトファイナンス株式会社（以下、対象会社）について、当社が保有する株式の全てを株式会社オリエントコーポレーション（以下、オリコ）へ譲渡（以下、本件譲渡）することを決議し、オリコとの間で本件譲渡に係る株式譲渡契約書を締結いたしました。その後、関係各所との調整の結果、本株式譲渡の実行予定日は当初2024年３月19日から同年３月25日に変更となりました。なお、本件譲渡に伴い、対象会社は当社の連結子会社から除外されます。

# ２．当社の株式に関する事項（2024年2月29日現在）

⑴ 発行可能株式総数　540,000,000株

⑵ 発行済株式の総数　216,010,128株

⑶ 単元株式数　100株

⑷ 株主数　58,942名

⑸ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| イオン株式会社 | 104,051 | 48.20 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 22,084 | 10.23 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 5,878 | 2.72 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 2,646 | 1.22 |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 2,557 | 1.18 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 2,414 | 1.11 |
| 日本証券金融株式会社 | 2,399 | 1.11 |
| NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT | 2,154 | 0.99 |
| J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572 | 2,022 | 0.93 |
| HSBC BANK PLC A/C TTF AIFMD GENERAL OMNIBUS | 1,635 | 0.75 |

（注）1.持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2.持株比率は、自己株式(139,844株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑹ 当事業年度中に会社役員に対し報酬等として付与された株式に関する事項

該当事項はありません。

# ３．会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の状況（2024年2月29日現在）

| 地位及び担当 | 氏 名 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役会長 | 白川俊介 | 株式会社イオン銀行取締役会長<br>AFSコーポレーション株式会社取締役<br>AEON BANK(M) BERHAD 取締役 |
| 代表取締役社長 | 藤田健二 | 株式会社イオン銀行取締役 |
| 取締役兼常務執行役員<br>海外事業本部長 | 玉井貢 | AEON THANA SINSAP（THAILAND）PCL.取締役会長<br>AEON CREDIT SERVICE(M) BERHAD 取締役<br>ACS Trading Vietnam Co.,Ltd.出資者会会長 |
| 取締役兼常務執行役員<br>経営企画本部長 | 木坂有朗 | |
| 取締役兼常務執行役員<br>財務経理本部長 | 三藤智之 | AEON Credit Service（Asia）Co.,Ltd.取締役会長 |
| 取締役兼常務執行役員<br>決済事業責任者 | 有馬一昭 | |
| 取締役兼常務執行役員<br>経営管理本部長 | 島方俊哉 | イオンプロダクトファイナンス株式会社取締役 |
| 取締役 | 渡邉廣之 | イオン株式会社執行役副社長<br>イオンディライト株式会社取締役<br>株式会社いなげや社外取締役 |
| 取締役<br>（社外役員） | 中島好美 | 事業構想大学院大学特任教授<br>日本貨物鉄道株式会社社外取締役<br>株式会社アルバック社外取締役<br>積水ハウス株式会社社外取締役 |
| 取締役<br>（社外役員） | 山澤光太郎 | ウイングアーク1st株式会社社外取締役<br>HiJoJo Partners 株式会社社外取締役<br>SBI グローバルアセットマネジメント株式会社社外取締役 |
| 取締役<br>（社外役員） | 佐久間達哉 | 青山TS法律事務所弁護士<br>株式会社パワーエックス社外取締役<br>リケン NPR 株式会社社外取締役 |
| 取締役<br>（社外役員） | 長坂隆 | 長坂隆公認会計士事務所代表<br>特種東海製紙株式会社社外取締役監査等委員<br>パーク 24 株式会社社外取締役監査等委員 |
| 常勤監査役<br>（社外役員） | 渡部まき | AFSコーポレーション株式会社監査役<br>株式会社イオン銀行監査役 |
| 監査役<br>（社外役員） | 大谷剛 | 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会代表理事 |
| 監査役<br>（社外役員） | 余語裕子 | 株式会社ヘリオス社外取締役 |
| 監査役 | 藤本隆史 | イオン株式会社顧問<br>イオンリテール株式会社監査役<br>イオンディライト株式会社監査役 |

(注)1. 中島好美、山澤光太郎、佐久間達哉及び長坂隆の各氏は社外取締役であります。
2. 渡部まき、大谷剛及び余語裕子の各氏は社外監査役であります。
3. 監査役渡部まき氏は株式会社東京証券取引所プライム市場上場会社において経理部門責任者を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役中島好美、取締役山澤光太郎、取締役佐久間達哉、取締役長坂隆、監査役大谷剛、監査役余語裕子の各氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 2023年５月24日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって取締役鈴木正規、取締役万月雅明、取締役冨永廣規の各氏は任期満了により退任し、白川俊介、有馬一昭、島方俊哉の各氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2023年５月24日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって社外監査役高橋誠氏及び監査役福田真氏は辞任により退任し、渡部まき氏は新たに社外監査役に、藤本隆史氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

## ⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役及び社外監査役（イオングループ出身者を除く）の各氏と会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役（イオングループ出身者を除く）の各氏が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失のないときは、当社に対して賠償すべき額は、200万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とし、この限度を超える社外取締役及び社外監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。

## ⑶　補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## ⑷　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ①被保険者の範囲

当社、当社の全ての国内子会社及び主要な海外子会社の取締役、監査役及び執行役員。

### ②保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

## ⑸　取締役及び監査役の報酬等に関する事項

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年４月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社の役員の報酬は、当社の経営戦略及び業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付ける報酬制度としており、パートナー（お客さま、株主の皆さま、従業員等）に納得され支持される、透明性・公正感が高く、分かりやすいものとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

（ⅰ）報酬の構成

取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成する。ただし、社外取締役については、基本報酬のみを支給する。

（ⅱ）基本報酬の個人別の報酬額

取締役の基本報酬は、役位別に設定した基準金額内で、個人別の役割と評価に基づき定め、支給する。

（ⅲ）業績報酬の内容及び額

・取締役の業績報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100％を支給するものとし、当該年度の会社業績及び個人別評価に基づき０％から200％の範囲で変動幅を設ける。

・会社業績の算定にあたっては、平常の事業成績を最も適切にあらわすことができる経常利益の予算達成の水準を主な指標とし、一過性の利益の有無、期中での経営環境の変化、内部取引条件の改定などを考慮する。なお、当期における経常利益の予想値は610億円、実績は511億円であります。

（ⅳ）株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標

・株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。
・取締役に割り当てる新株予約権の個数は、役位別に設定した規定数をもとに、当該年度の終了後、当該年度の会社業績に基づき決定する。

（ｖ）取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬等の種類ごとの割合
種類別の報酬割合は、下表を目安とする。

（業績報酬、株式報酬型ストックオプションが規定額で支給された場合）

| 役位 | 基本報酬<br>（金銭報酬） | 業績報酬<br>（金銭報酬） | 株式報酬型<br>ストックオプション<br>（非金銭報酬） |
|---|---|---|---|
| 社長 | 50%程度 | 35%程度 | 15%程度 |
| 執行役員を兼務する取締役 | 60%程度 | 30%程度 | 10%程度 |
| 社外取締役 | 100% | 0% | 0% |

（ⅵ）取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定について再委任を受ける場合
・取締役会は、独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役が委員の過半数を占める割合で構成する指名・報酬諮問委員会の意見を聞いて、取締役の報酬制度全般及び当該年度の支給水準を決定することとする。
・取締役会は、代表取締役社長藤田健二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容について委任することを決議できる。委任する権限の内容及び裁量の範囲は、各取締役の基本報酬及び業績報酬の支給額の決定に関する部分とする。委任する理由は、代表取締役社長は各取締役の業務内容全般を把握しており、評価を適切に行えると判断したからであります。
・委任を受けた代表取締役社長は、取締役会の再委任の条件に従い、指名・報酬諮問委員会の意見を聞いて決定をしなければならないこととする。

### ②取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 支給人員(名) | 報酬等の額(千円) | | | 報酬等の総額(千円) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 13<br>(4) | 185,490<br>(55,200) | 29,000<br>(－) | 8,385<br>(－) | 222,875<br>(55,200) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 4<br>(4) | 30,000<br>(30,000) | － | － | 30,000<br>(30,000) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 17<br>(8) | 215,490<br>(85,200) | 29,000<br>(－) | 8,385<br>(－) | 252,875<br>(85,200) |

(注)1. 上表には、2023年5月24日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名、監査役１名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年６月24日開催の第34期定時株主総会において、年額550百万円以内と決議いただいております。なお、このうち金銭報酬が年額400百万円以内（うち社外取締役分は2022年５月23日開催の第41期定時株主総会で100百万円以内と決議）とし、株式報酬型ストックオプションの公正価値分として年額150百万円以内となっております。第34期定時株主総会終結時点の取締役の報酬の支給人員数は、10名（うち、社外取締役は４名）、第41期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は４名）です。また、2023年５月24日開催の第42回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の１年間の発行上限数を200個から400個に改定いたしました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は４名）です。
3. 報酬等の額には、取締役５名に対する業績連動報酬等の支払いに係る費用29百万円が含まれております。また、非金銭報酬等には、取締役６名に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の割り当てに係る費用8,385千円が含まれております。

4. 監査役の報酬限度額は、1994年５月18日開催の第13期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（社外監査役は３名）です。
5. 当事業年度末現在の人員は取締役12名及び監査役４名です。このうち、取締役１名及び監査役１名は無報酬です。

## ⑹ 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役中島好美氏は、事業構想大学院大学特任教授であり、日本貨物鉄道株式会社、株式会社アルバック及び積水ハウス株式会社の社外取締役であります。同大学院及び各社と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役山澤光太郎氏は、ウイングアーク１ｓｔ株式会社、HiJoJo Partners株式会社及びSBIグローバルアセットマネジメント株式会社の社外取締役であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役佐久間達哉氏は、青山TS法律事務所の弁護士であり、株式会社パワーエックス及びリケンNPR株式会社の社外取締役であります。同事務所及び各社と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所の代表であり、特種東海製紙株式会社及びパーク24株式会社の社外取締役監査等委員であります。同事務所及び各社と当社との間には特別な関係はありません。

・社外監査役渡部まき氏は、ＡＦＳコーポレーション株式会社及び株式会社イオン銀行の監査役であります。ＡＦＳコーポレーション株式会社は当社の子会社であります。株式会社イオン銀行はＡＦＳコーポレーション株式会社の子会社であります。

・社外監査役大谷剛氏は、一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会の代表理事であります。同法人と当社との間に特別な関係はありません。

・社外監査役余語裕子氏は、株式会社ヘリオスの社外取締役であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|
| 社外取締役　中　島　好　美 | 当事業年度に開催された取締役会 17 回の全てに出席いたしました。<br>国内・海外での豊富な事業経験とダイバーシティ（多様性）に関する高い識見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。<br>また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された同委員会 12 回のうち 11 回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督を行っております。<br>さらに、取引等審査委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会8回のうち7回に出席し、少数株主の利益の保護の観点から当社の支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引に対して意見を述べております。 |
| 社外取締役　山　澤　光太郎 | 当事業年度に開催された取締役会 17 回の全てに出席いたしました。<br>金融業界における豊富な経験、財務・会計関連の知識、コーポレート・ガバナンスに関する高い識見を有しており、当該視点から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。<br>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会 12 回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における助言を行っております。<br>さらに、取引等審査委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会8回の全てに出席し、少数株主の利益の保護の観点から当社の支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引に対して意見を述べております。 |
| 社外取締役　佐久間　達　哉 | 当事業年度に開催された取締役会 17 回の全てに出席いたしました。<br>主に法曹界における長年の豊富な経験と法律・コンプライアンスに関する高い識見 |

| | |
|---|---|
| | を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。<br>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会12回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における助言を行っております。<br>さらに、取引等審査委員会の委員長として、当事業年度に開催された同委員会8回の全てに出席し、少数株主の利益の保護の観点から当社の支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引に対して意見を述べております。 |
| 社外取締役　長　　坂　　隆 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。<br>長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と内部統制に関する高い識見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。<br>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会12回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における助言を行っております。<br>さらに、取引等審査委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会8回の全てに出席し、少数株主の利益の保護の観点から当社の支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引に対して意見を述べております。 |
| 社外監査役　渡　部　ま　き | 監査役に就任後、当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会12回の全てに出席しました。また、経営会議、内部統制推進委員会等の重要な会議に出席し、事業所や子会社の往査を実施しました。<br>上場企業において経理部門長、監査役を歴任し、豊富な経験と幅広い識見を有しており、議案等の審議に際し、リスク認識の妥当性、経理の適正性等を観点に、積極的な発言・指摘を行っており、経営の監督を行っております。 |
| 社外監査役　大　谷　　剛 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全て、また、監査役会18回の全てに出席いたしました。また、事業所や子会社の往査を実施しました。<br>上場企業において内部監査部門長、監査役を歴任し、豊富な経験と幅広い識見を有しており、議案等の審議に際し、内部統制の向上、企業開示のあり方等を観点に、積極的に発言を行っており、経営の監督を行っております。 |
| 社外監査役　余　語　裕　子 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全て、また、監査役会18回の全てに出席いたしました。また、事業所や子会社の往査を実施しました。<br>外資系金融企業における豊富な経験とコーポレート・ガバナンスに関する高い識見を有しており、議案等の審議に際し、ガバナンスの向上、サステナビリティへのあり方等を観点に、積極的に発言を行っており、経営の監督を行っております。 |

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

### ③　親会社等又は当該親会社等の子会社等の役員を兼任している場合の親会社等又は当該親会社等の子会社等（当社を除く）からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

# 4. 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社の取締役に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

| | 新株予約権の割当日 | 新株予約権の個数 | 目的となる株式の種類及び数 | 発行価額 | 行使価額 | 行使期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第15回新株予約権 | 2022年7月21日 | 36個 | 普通株式 3,600株 | 株式1株当たり 1,055円 | 株式1株当たり 1円 | 2022年8月21日 ～2037年8月20日 |
| 第16回新株予約権 | 2023年7月21日 | 26個 | 普通株式 2,600株 | 株式1株当たり 892円 | 株式1株当たり 1円 | 2023年8月21日 ～2038年8月20日 |

## (1)事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

| | 新株予約権等の個数 | 目的となる株式の種類及び数 | 取締役（社外取締役を除く） | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 保有人数 | 個数 |
| 第15回新株予約権 | 36個 | 普通株式 3,600株 | 1人 | 36個 |
| 第16回新株予約権 | 26個 | 普通株式 2,600株 | 1人 | 26個 |

## (2)事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

# 5. 会計監査人に関する事項

## ⑴ 名称

有限責任監査法人トーマツ

## ⑵ 報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 267百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 516百万円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、財務経理本部等の社内関係部署からの報告や資料及び会計監査人より説明を受けた監査計画の内容に基づき、監査時間、報酬単価等の報酬見積もりの算出根拠や算出内容について、前年度の監査実施状況とも比較、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条の同意をいたしております。

3. 当社の重要な子会社のうち、AEON Financial Service (Hong Kong) Co., Ltd.、AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD、AEON BANK (M) BERHADにつきましては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

## ⑶ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、財務調査等についての対価を支払っております。

## ⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等に問題があり、監査の遂行に支障があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## ⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## ⑹ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## ６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制整備について、取締役会決議による「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、内部監査等、内部統制システムの整備による経営体制構築に取り組んでおります。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度についても、監査役、会計監査人と連携して当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び評価を行い、財務報告の信頼性の確保に取り組んでおります。なお、当該基本方針の内容は次のとおりであります。

### (1)業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびその子会社等からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における内部統制の実効性を高め、その維持・向上を図ることにより、当社グループが行う各事業の拡大・成長を支援する。そのため、「内部統制推進委員会」において、下記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、運用状況を評価、必要な改善措置を講じることとする。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ⅰ)当社グループの役職員は、社会規範や企業倫理に則った適切な判断と行動をするうえで「イオンの基本理念」を指針とする。当社グループの役職員が遵守すべき事項の周知を図るためおよび最新の法令改正、定款の変更に対応するため、当社グループの役職員に対し定期、随時にコンプライアンス教育を実施する。

(ⅱ)「ＡＦＳグループコンプライアンス基本方針」を定め、当社グループのコンプライアンスに対する基本的な姿勢を明確にするとともに、「コンプライアンス規則」「コンプライアンス・マニュアル」を定めて役職員が遵守すべき法令、その具体的な留意点、違反を発見した場合の対処方法などを周知する。

(ⅲ)当社グループのコンプライアンス態勢の整備・確立のために、「内部統制推進委員会」において、当社グループのコンプライアンスに関する事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。

(ⅳ)当社グループの「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社および子会社は当該方針に基づき反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する姿勢を役職員に明示し、これを「反社会的勢力による被害防止に関する規則」に定める。

(ⅴ)当社および子会社は「プライバシーポリシー」に基づき、社則を定め顧客情報保護の徹底を図る。

(ⅵ)法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、「イオンコンプライアンスホットライン」の他、当社および子会社が設置する内部通報窓口を当社グループの役職員に周知する。通報内容は法令・社則に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

(ⅶ)他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、当社の監査役および会計監査人と連携・協力のうえ、独立および客観的立場から監査を実施し、定期的に取締役会に報告する。

(ⅷ)「財務報告に係る内部統制規則」を定め、連結ベースでの財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社および子会社において必要な体制を整備する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および取締役の決定に関する記録については、「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社則に則り、作成、管理、保存する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

#### ③ 損失の危険の管理に関する社則その他の体制

(ⅰ)当社グループが持つ事業のリスク等の管理に関する基本的な事項を「リスク管理規則」に定める。収益部門から独立したリスク管理の組織・態勢を整備し、当社グループが持つ事業のリスク管理を行う。

(ⅱ)当社グループが持つ事業のリスク等の管理を推進するため「内部統制推進委員会」において、当社グループのリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。

(iii)子会社各社は各国の法令等に基づく自己資本比率等の規制について管理の在り方を文書化し、適切な自己資本および自己資本比率の確保を行う。

(iv)当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の際の対応を迅速に行うため「経営危機対策規則」を定め、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続の枠組みを維持する。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

(i)当社および当社グループの経営に係る重要事項は、業務の有効性と効率性の観点から、経営会議、内部統制推進委員会の審議を経て当社の取締役会において決定する。

(ii)取締役会等での決定に基づく業務執行については、「組織規則」「職務分掌・決裁権限規則」に基づいて権限が委譲され、各部門にて効率的に遂行される体制とする。

また、子会社においても組織、職務分掌、決裁権限に関する基準を当社の社則に準じて整備する。

(iii)子会社の業務が効率的に行われるため、会計・システムなどの共通基盤を整備するとともに、当社が財務、広報、人事管理、法務などの業務に係る支援を適切に行う。

**⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

(i)当社の子会社および関連会社（以下、「子会社等」という。）に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社等を指導・育成することを目的として、「子会社・関連会社管理規則」を定め、同規則に基づいて子会社等が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。

当社は、「子会社・関連会社管理規則」および子会社等との間で直接または間接的に締結する経営管理契約に基づき、子会社等の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告を行い、また、経営管理上および内部統制上の重要な事項については当社との事前協議のうえ実施することを求め、子会社等の業務の適正を確保する。

(ii)当社グループの内部監査機能を統括する監査部門を設置する。当社グループ各社の内部監査状況のモニタリングや必要に応じてグループ各社の監査を実施することで、内部管理態勢・内部監査態勢の適切性や有効性を検証する。

(iii)親会社であるイオン株式会社および同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成されるイオングループ各社との間の取引は利益の相反するおそれがあることから、これらの取引を行うに際しては当該取引等の必要性およびその条件が著しく不当でないことを取締役会等において慎重に審議し意思決定を行う。

**⑥ 監査役の職務を補助する使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

(i)監査役監査の実効性を確保するために、「監査役監査基準」に基づき、監査役の職務を補助する専任の使用人（補助使用人）を配置する。

(ii)補助使用人は、専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し取締役その他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項については、常勤監査役の同意が必要なものとする。

**⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

(i)当社グループ各社の取締役および使用人は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。

(ii)監査役は、必要に応じて随時、取締役およびコンプライアンス統括管理者にコンプライアンス関連情報の報告を求めることができる。

(iii)監査役は、取締役会、経営会議、内部統制推進委員会その他の重要な会議に出席し、子会社におけるリスク管理、コンプライアンスその他の内部統制の整備および運用状況につき報告を受け、必要に応じて子会社からの報告を受けることができる。

(iv)監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の内部通報に関する社則に定めたうえで当社および子会社の役職員に周知する。

**⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

（ⅰ）常勤監査役は、取締役会、経営会議、内部統制推進委員会その他の重要な会議に出席し、適宜議案審議などに必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録および決裁書類等の重要な文書を常時閲覧することができる。
（ⅱ）内部監査部門は、監査役に当社および子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保に資する。
（ⅲ）監査役が調査等のため、独自に外部専門家を起用することを求めた場合の他、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理については、当該監査役の職務の執行に必要ないと会社が証明した場合を除きその費用を負担することとし、必要な予算措置のうえ、担当部署を設け適宜処理する。

**（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、当事業年度（43 期）における基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定期的に点検を行い、その結果について内部統制推進委員会を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

なお、当社は、「ＡＦＳコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、本ガイドラインにおいて、内部統制システムの整備に関し、業務の適正を確保することについて記載しています。

当該基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することの確保

定例取締役会並びに臨時取締役会を計 17 回開催しました。また、内部統制推進委員会を 12 回開催し、当社グループにおける業務執行状況等のモニタリング等を行いました。

当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門として、経営監査部を設置しており、監査およびモニタリングの結果については、定期的に取締役会に報告しています。また、国内・海外の子会社全ての監査を実施しています。

「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社則を整備し、適切に記録を保存・管理し機密情報漏洩を防止するとともに「プライバシーポリシー」に基づく個人情報の保護に努めています。

② リスク管理態勢

「リスク管理規則」に「グループリスク管理態勢」を定めています。当社グループ各社は、各社の業容・リスクに応じたリスク管理態勢を整備しています。また、リスク管理部門は当社グループのリスクの状況をモニタリングし、その結果を内部統制推進委員会に報告しています。子会社においてもリスク管理に関する会議体を定期的に開催しています。

「経営危機対策規則」を定め、それに則した運用を行っています。2023 年度は災害対応訓練を計５回（内、２回はイオングループ全体訓練）実施しました。首都直下地震、富士山大規模噴火のほかサイバー攻撃などの多様な被害想定による訓練を実施しました。

③ コンプライアンス体制

当社は、日常行動の基本的な考え方や判断基準としてイオンピープルが共有する「イオンの基本理念」を指針としており、当社グループ全役職員への周知徹底を図っています。当社の役職員はコンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念の共有を目的とした研修を年１回以上受講するルールとなっており、これを実行しています。当社グループの子会社においても定期、随時にコンプライアンス研修を実施しています。また、年度毎にコンプライアンス・プログラムを定め、進捗状況のモニタリング状況を内部統制推進委員会へ報告しています。法令等に違反する行為の未然防止および早期発見を目的に内部通報制度を設けています。自社が設置する「イオンフィナンシャルサービスコンプライアンスホットライン」および「外部弁護士による社外窓口」、親会社であるイオン株式会社が設置する「イオンコンプライアンスホットライン」、「会社役員が関与する不正行為の通報専用窓口」といった通報窓口を周知することにより通報しやすい体制を構築しています。通報内容に対しては、通報者保護を徹底しながら、調査従事部署が調査確認し、是正・再発防止策を講じています。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

国内および海外に展開する当社グループ各社の経営管理を適切に行うため、「子会社・関連会社管理規則」に定める個々の管理業務につき、各管理部門が管理・指導を行っています。特に重要な子会社案件については、取締役会が報告を受け、親会社としての意思決定をしています。また、国内および海外の社長が参加する会議をそれぞれ原則月１回開催し、施策と数値の進捗管理並びにガバナンスに関する指導を実施しています。

⑤　監査役の監査が実効的に行われることの確保等

「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役会事務局をはじめとする監査役の業務の補助を行っております。また、常勤監査役は取締役会に出席することに加え、経営会議や内部統制推進委員会に出席するとともに、国内外子会社の監査についてはインターネット等を経由した手段も活用し、実効性を高めています。原則毎月開催する監査役会において監査部門責任者より内部監査の実施状況等について報告を受け、意見・情報交換を行っています。また、当社グループ各社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的に開催しています。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策と位置付け、株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性を向上するための内部留保金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としており、定款第 37 条に、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を規定しております。

# 第 43 期　事業報告附属明細書

（2023年3月　1日から
2024年2月 29 日まで）

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　藤田　健二

**第43期**（2023年３月　１日から 2024年２月29日まで）**附属明細書**

2024年４月19 日作成
2024年５月８ 日備置

住　　所　東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
会 社 名　イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　藤田　健二

## 事業報告に関する事項

会社役員の兼職の状況（2024年２月29日現在）

| 区　　分 | 氏　　名 | 兼職法人等名 | 役　　職 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|
| 取締役 | 渡邉廣之 | イオン株式会社 | 執行役副社長 | イオン株式会社は当社の親会社であります。 |

※事業報告３．会社役員に関する事項（１）取締役及び監査役の状況に記載の重要な兼職のうち、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員等に該当するもの（重要でないものを除く）を記載しています。

以　上

# 連結計算書類及び計算書類

事業年度 2023 年 3 月 1 日から
（第 43 期）2024 年 2 月 29 日まで

1. 連結貸借対照表
2. 連結損益計算書
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表
5. 貸借対照表
6. 損益計算書
7. 株主資本等変動計算書
8. 個別注記表

東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
**イオンフィナンシャルサービス株式会社**
代表取締役社長　藤田　健二

## 連結計算書類

# 連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| [資産の部] | | [負債の部] | |
| 流動資産 | 6,617,447 | 流動負債 | 5,593,712 |
| 現金及び預金 | 665,558 | 買掛金 | 268,536 |
| コールローン | 1,192 | 銀行業における預金 | 4,538,363 |
| 割賦売掛金 | 1,843,488 | 短期借入金 | 249,422 |
| リース債権及びリース投資資産 | 11,601 | 1年内返済予定の長期借入金 | 165,716 |
| 営業貸付金 | 918,824 | 1年内償還予定の社債 | 83,355 |
| 銀行業における貸出金 | 2,339,225 | コマーシャル・ペーパー | 95,000 |
| 銀行業における有価証券 | 572,248 | 賞与引当金 | 5,006 |
| 保険業における有価証券 | 15,873 | ポイント引当金 | 689 |
| 買入金銭債権 | 58,546 | その他の引当金 | 129 |
| 金銭の信託 | 116,695 | その他 | 187,491 |
| その他 | 194,901 | 固定負債 | 777,542 |
| 貸倒引当金 | △120,707 | 保険契約準備金 | 48,358 |
| 固定資産 | 327,570 | 社債 | 240,604 |
| (有形固定資産) | 32,146 | 長期借入金 | 451,111 |
| 建物 | 10,775 | 退職給付に係る負債 | 2,128 |
| 工具、器具及び備品 | 21,067 | 利息返還損失引当金 | 2,518 |
| 建設仮勘定 | 176 | その他の引当金 | 302 |
| その他 | 126 | 繰延税金負債 | 1,998 |
| (無形固定資産) | 140,379 | その他 | 30,521 |
| のれん | 11,684 | 負債合計 | 6,371,254 |
| ソフトウエア | 125,144 | [純資産の部] | |
| その他 | 3,550 | 株主資本 | 450,508 |
| (投資その他の資産) | 155,045 | 資本金 | 45,698 |
| 投資有価証券 | 14,649 | 資本剰余金 | 119,144 |
| 繰延税金資産 | 35,453 | 利益剰余金 | 286,022 |
| 差入保証金 | 50,901 | 自己株式 | △357 |
| その他 | 54,041 | その他の包括利益累計額 | 7,885 |
| 繰延資産 | 553 | その他有価証券評価差額金 | △21,643 |
| 社債発行費 | 553 | 繰延ヘッジ損益 | 212 |
| | | 為替換算調整勘定 | 29,272 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 44 |
| | | 新株予約権 | 6 |
| | | 非支配株主持分 | 115,916 |
| | | 純資産合計 | 574,316 |
| 資産合計 | 6,945,571 | 負債純資産合計 | 6,945,571 |

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 連結損益計算書

（2023年３月１日から
2024年２月29日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 営業収益 | | 485,608 |
| 包括信用購入あっせん収益 | 125,716 | |
| 個別信用購入あっせん収益 | 52,911 | |
| 融資収益 | 151,909 | |
| 償却債権取立益 | 16,048 | |
| 金融収益 | 33,514 | |
| 銀行業における貸出金利息 | 24,176 | |
| 銀行業における有価証券利息配当金 | 2,626 | |
| コールローン利息 | 340 | |
| 受取利息 | 1,068 | |
| その他の金融収益 | 5,302 | |
| 保険収益 | 12,602 | |
| 責任準備金戻入額 | 6,401 | |
| その他の保険収益 | 6,201 | |
| 役務取引等収益 | 68,009 | |
| その他 | 24,896 | |
| 営業費用 | | 435,519 |
| 金融費用 | 29,081 | |
| 支払利息 | 23,626 | |
| 銀行業における預金利息 | 3,095 | |
| その他の金融費用 | 2,358 | |
| 保険費用 | 11,772 | |
| 保険金等支払金 | 11,215 | |
| その他の保険費用 | 557 | |
| 役務取引等費用 | 10,546 | |
| 販売費及び一般管理費 | 381,006 | |
| その他 | 3,112 | |
| 営業利益 | | 50,088 |

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 営業外収益 | | 1,204 |
| 受取配当金 | 169 | |
| 投資事業組合運用益 | 118 | |
| 為替差益 | 813 | |
| その他 | 104 | |
| 営業外費用 | | 118 |
| 持分法による投資損失 | 101 | |
| 雑損失 | 17 | |
| 経常利益 | | 51,174 |
| 特別利益 | | 270 |
| 固定資産売却益 | 11 | |
| 投資有価証券売却益 | 169 | |
| 投資有価証券清算益 | 89 | |
| 特別損失 | | 2,562 |
| 固定資産処分損 | 678 | |
| 減損損失 | 1,297 | |
| 子会社清算損 | 18 | |
| 経営統合費用 | 475 | |
| システム移行関連費 | 90 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 48,883 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 13,057 | |
| 法人税等調整額 | 2,117 | 15,175 |
| 当期純利益 | | 33,707 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 12,810 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 20,896 |

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2023年３月１日から
2024年２月29日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 45,698 | 120,270 | 278,172 | △390 | 443,750 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △12,519 | | △12,519 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 20,896 | | 20,896 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | △17 | 33 | 15 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | △1,125 | | | △1,125 |
| 連結範囲の変動 | | | △508 | | △508 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | △1,125 | 7,850 | 32 | 6,757 |
| 当期末残高 | 45,698 | 119,144 | 286,022 | △357 | 450,508 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | △27,661 | 120 | 18,738 | △147 | △8,950 | 13 | 106,319 | 541,133 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △12,519 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | | 20,896 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 15 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | | 1,125 | － |
| 連結範囲の変動 | | | | | | | | △508 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 6,018 | 91 | 10,533 | 192 | 16,835 | △7 | 8,471 | 25,299 |
| 当期変動額合計 | 6,018 | 91 | 10,533 | 192 | 16,835 | △7 | 9,596 | 33,183 |
| 当期末残高 | △21,643 | 212 | 29,272 | 44 | 7,885 | 6 | 115,916 | 574,316 |

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

⑴連結子会社の数　　33社

主要な連結子会社の名称

・株式会社イオン銀行

・AEON CREDIT SERVICE（ASIA）CO.,LTD.

・AEON THANA SINSAP（THAILAND）PCL.

・AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

当連結会計年度より、フェリカポケットマーケティング株式会社及び株式会社協栄エイアンドアイは、株式の取得により連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、AEON ASSET MANAGEMENT （THAILAND） CO., LTD.及びACS DIGITAL BERHADは、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、ACS DIGITAL BERHADは、2023年12月18日付でAEON BANK (M) BERHADに商号変更しております。

当連結会計年度より、イオンクレジットサービス株式会社は、吸収合併により連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度より、AEON CREDIT CARD(TAIWAN)CO.,LTD.は、清算結了により連結の範囲から除外しております。

⑵主要な非連結子会社の名称等

・AFS CREDIT SERVICE SYSTEMS(TIANJIN)CO.,LTD.

FUJITSU CREDIT SERVICE SYSTEMS (TIANJIN) CO.,LTD.は、2024年１月５日付でAFS CREDIT SERVICE SYSTEMS(TIANJIN)CO.,LTD.に商号変更しております。

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

⑶開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

⑴持分法適用の非連結子会社数　　１社

・AFS CREDIT SERVICE SYSTEMS(TIANJIN)CO.,LTD.

当連結会計年度より、前連結会計年度において持分法適用の関連会社であったFUJITSU CREDIT SERVICE SYSTEMS (TIANJIN) CO.,LTD.は、株式の取得により持分法適用の非連結子会社としております。また、FUJITSU CREDIT SERVICE SYSTEMS (TIANJIN) CO.,LTD.は、2024年１月５日付でAFS CREDIT SERVICE SYSTEMS(TIANJIN)CO.,LTD.に商号変更しております。

⑵持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

⑶持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

⑷持分法を適用しない関連会社

会社名

・Rabbit Cash Company Limited

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は以下の会社を除き、連結決算日と一致しております。

・ＡＦＳコーポレーション株式会社

・株式会社イオン銀行　他17社

（注）上記に記載した会社については、連結決算日までの期間に生じた重要な取引について調整を行ったうえで連結しております。なお、一部の会社については、連結決算日から３ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえで連結しております。

4．のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内の定額法により償却を行っております。金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(会計方針に関する事項)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．責任準備金対応債券（金銭の信託において信託財産として運用している責任準備金対応債券を含む）に係るリスク管理の概要は、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、金利リスクを適切に管理するために、小区分を踏まえた資産運用方針を策定しております。

また、責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

・円建年金負債契約

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

4．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 2年～20年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～20年 |
| その他 | 2年～20年 |

⑵無形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

⑶リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑷使用権資産

一部の海外子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引を使用権資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

5．繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

6．貸倒引当金の計上基準

貸倒れによる損失に備え、一般債権及び貸倒懸念債権毎にそれぞれ過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上しております。

また、一部の海外子会社では国際財務報告基準（IFRS）9号を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。なお、銀行業を営む国内連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。

7．賞与引当金の計上基準

従業員に対する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する負担額を計上しております。

8．ポイント引当金の計上基準

一部の国内連結子会社が実施するポイント制度において、顧客に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

9．利息返還損失引当金の計上基準

当社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

10．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　：当社及び国内連結子会社は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年以内）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：当社及び国内連結子会社は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

11. 収益及び費用の計上基準

⑴顧客との契約により生じる収益

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、クレジットカード業務、電子マネー業務、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務などの金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束した財又はサービスを顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

⑵包括信用購入あっせん

①加盟店手数料

当社及び一部の国内連結子会社は、加盟店への立替払実行時に一括して計上しております。海外連結子会社は主として残債方式による発生主義に基づき計上しております。

②顧客手数料

当社及び一部の国内連結子会社及び海外連結子会社は、残債方式による期日到来基準に基づき計上しております。

⑶貸出金利息

①銀行事業における貸出金利息

発生主義に基づき計上しております。

②クレジット事業における貸出金利息

当社及び一部の国内連結子会社及び海外連結子会社は、残債方式による発生主義に基づき計上しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

13. リース取引の処理方法

一部の国内連結子会社は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

⑴ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

⑵ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ対象は借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクであり、これに対応するヘッジ手段は金利スワップ・オプション取引及び通貨スワップ・為替予約取引であります。

⑶ヘッジ方針

各社が定める規程に基づき、財務活動に係る金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジする目的に限定してデリバティブ取引を行っております。

⑷ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。

15. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。

16. 責任準備金の積立方法

保険契約準備金の大宗を占める責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第１項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第４条第２項第４号）に記載された方法に従って計算し積み立てております。なお、保険業法施行規則第71条に基づき、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金の一部については、保険業法第121条第１項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第１項第３号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

17. 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準

⑴保険料等収入（再保険収入を除く）

保険料等収入（再保険収入を除く）は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

⑵保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算出された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

⑶再保険収入及び再保険料

保険料等収入のうち、再保険収入は、主として再保険金であり、再保険契約に基づき受取事由が発生したものについて、再保険契約に基づき算出した金額を計上しております。また、保険金等支払金のうち、再保険料は再保険契約に基づき支払義務が発生したものについて、再保険契約に基づき算出した金額を計上しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

⑴当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金　120,707百万円

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結注記表（会計方針に関する事項）６．貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

当社及び国内子会社における営業債権について商品種類や返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。

また、予想信用損失に基づく減損モデルを適用している一部の海外子会社の将来予測においては、過去の貸倒実績とマクロ経済指標等の相関関係及びその見通しに関する仮定を含んでおります。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

各国の経済環境等の変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損処理

⑴当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

ソフトウエア　125,144百万円

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループが営むリテール金融サービスは、多数の個人との取引を基礎に多量のデータ処理が必要であり、外部環境の変化への対応も踏まえ、基幹システムの更新など重要なシステム投資が行われております。

うち、国内クレジットカード業務に供する予定で開発中の次期基幹システムの当期末残高は65,372百万円であり「ソフトウエア」残高の52.2%を占めております。

当社グループは、ソフトウエアのうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては投資回収計画や利用状況等に係る連結決算日時点での入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その判断の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降に減損処理が必要となる可能性があります。

なお、上述した開発中の次期基幹システム（ソフトウエア）については、直近の開発状況をモニタリングした結果、減損処理すべき状況にはないと判断しています。

（追加情報）

（持分取得の合意について）

当社は、2023年10月20日開催の取締役会において、ベトナムのファイナンス会社であるPost and Telecommunication Finance Company Limited（以下、PTF）の持分を取得し、完全子会社とする持分譲渡契約（以下、本件契約）を締結することを決議し、契約を締結いたしました。

なお、本件はベトナムにおける関係法令上の手続き完了を前提に実施予定です。

1．背景・目的

当社は、1987年の香港から始まり、アジア10ヵ国で事業を展開し、それぞれの国や地域で、金融包摂（ファイナンシャルインクルージョン）に取り組んでいます。

イオングループでは、平均年齢が若く今後も経済成長が見込まれるベトナムを海外戦略の重要国と位置付け、小売事業の店舗網も拡大しております。当社は、2008年に現地で事業を開始し、家電や二輪車等の自社割賦販売を中心に、お客さまの暮らしに密着したサービスの提供に取り組んでまいりました。今後、イオングループ一体となってベトナムにおけるイオン生活圏の拡大をさらに加速するため、現地で個人向けローン事業を展開するPTFの持分を取得することを決定しました。当社の海外事業の第４の柱とするべく、成長戦略を強化するとともに、提供する商品・サービスのラインナップを拡充することで、ベトナムのお客さまの暮らしを豊かにするために取り組んでまいります。

2．異動する子会社の概要

（日本円：１ベトナムドン=0.0061円で換算）

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ 名称 | Post and Telecommunication Finance Company Limited | |
| ⑵ 所在地 | No. 3, Dang Thai Than, Hoan Kiem, Hanoi | |
| ⑶ 代表者の役職・氏名 | Nguyen Minh Thang, Chairman of the Members' Council | |
| ⑷ 事業内容 | 金融業 | |
| ⑸ 資本金 | 1,550,000百万ベトナムドン　約94億円 ※ | |
| ⑹ 設立年月日 | 1998年10月10日 | |
| ⑺ 大株主及び持株比率 | Southeast Asia Commercial Joint Stock Bank　100% | |
| ⑻ 当社と当該会社との関係 | 資本関係 | 記載すべき事項なし |
| | 人的関係 | 記載すべき事項なし |
| | 取引関係 | 記載すべき事項なし |

⑼ 当該会社の最近３年間の経営の成績及び連結財政状態

（単位：百万ベトナムドン）

| 決算期 | 2020年12月期 | 2021年12月期 | 2022年12月期 |
|---|---|---|---|
| 純資産 | 512,629 | 540,836 | 749,476 |
| 総資産 | 521,189 | 3,083,932 | 6,341,679 |
| 純営業収益 | 17,858 | 146,488 | 677,348 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △47,301 | 28,206 | 208,640 |

※資本金は2022年12月期末時点

3．相手先の概要

（日本円：１ベトナムドン=0.0061円で換算）

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ 名称 | Southeast Asia Commercial Joint Stock Bank | |
| ⑵ 所在地 | 198 Tran Quang Khai, Ly Thai To Ward, Hoan Kiem District, Hanoi | |
| ⑶ 代表者の役職・氏名 | Le Van Tan, Chairman of the Board of Directors | |
| ⑷ 事業内容 | 銀行業 | |
| ⑸ 資本金 | 20,402,983百万ベトナムドン　　約1,244億円 ※ | |
| ⑹ 設立年月日 | 1994年３月25日 | |
| ⑺ 純資産 | 26,232,220百万ベトナムドン　　約1,600億円 ※ | |
| ⑻ 総資産 | 231,423,056百万ベトナムドン　約１兆4,116億円 ※ | |
| ⑼ 当社と当該会社との関係 | 資本関係 | 記載すべき事項なし |
| | 人的関係 | 記載すべき事項なし |
| | 取引関係 | 記載すべき事項なし |
| | 関連当事者への該当状況 | 記載すべき事項なし |

※資本金、純資産、総資産は2022年12月期末時点

4．取得価額

| | |
|---|---|
| ⑴ 異動前の議決権 保有割合 | ０％ |
| ⑵ 取得価額 | 4,300,000百万ベトナムドン　約262億円<br>（日本円：１ベトナムドン=0.0061円で換算） |
| ⑶ 異動後の議決権 保有割合 | 100％ |

5．異動の日程

| | |
|---|---|
| ⑴ 取締役会決議日 | 2023年10月20日 |
| ⑵ 契約締結日 | 2023年10月20日 |
| ⑶ 持分譲渡実行日 | 2024年（予定） |

なお、本件契約における前提条件の充足状況により、持分譲渡実行日が前後する可能性があります。

6．今後の見通し

本件が当社の2025年２月期連結業績に与える影響は算定中です。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 営業貸付金 | 4,561百万円 |
| 銀行業における有価証券 | 34,543百万円 |
| 計 | 39,104百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|---|---|
| 短期借入金 | 30,000百万円 |
| 長期借入金（1年内返済予定を含む） | 3,075百万円 |
| 計 | 33,075百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として差入保証金（中央清算機関差入証拠金）45,000百万円を差し入れております。

2．偶発債務

保証債務

| | |
|---|---|
| 当社グループが営む一般顧客向け信用保証業務に係るもの | 34,024百万円 |

3．貸出コミットメント契約（貸手側）

①当社グループは、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。

当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 貸出コミットメント総額 | 10,536,297百万円 |
| 貸出実行額 | 556,926百万円 |
| 差引：貸出未実行残高 | 9,979,371百万円 |

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

②当社グループは、法人に対する当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約を締結しております。当該契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,564百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものが1,015百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

③当社の連結子会社である㈱イオン銀行は、自社で設定の合同運用指定金銭信託に対する流動性補完のため、極度貸付に関する契約を締結しております。当契約の融資未実行残高は59,535百万円であり、１年以内に融資実行の可能性があるものは、16,933百万円であります。当契約はリファイナンス時の一時的な資金調達力の低下を回避することを目的としております。また、契約上、融資実行については、選択権が付与されており貸出実行が約束されているものではありません。

4．有形固定資産の減価償却累計額　90,049百万円

5．営業貸付金はキャッシング債権、個人ローン債権等であります。

6．銀行業における貸出金は住宅ローン債権等であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末株式数(株) | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 216,010,128 | － | － | 216,010,128 | |
| 合計 | 216,010,128 | － | － | 216,010,128 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 152,460 | 484 | 13,100 | 139,844 | (注) |
| 合計 | 152,460 | 484 | 13,100 | 139,844 | |

(注) 普通株式の自己株式の増加484株は、単元未満株式の買取であります。また、自己株式の減少13,100株は、ストックオプション行使によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当連結会計年度末残高(百万円) | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | | |
| 当社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | － | | | | | 6 | |
| 合計 | | － | | | | | 6 | |

3．配当に関する事項

⑴ 当連結会計年度中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2023年4月21日 取締役会 | 普通株式 | 7,123 | 33.00 | 2023年2月28日 | 2023年5月9日 |
| 2023年10月10日 取締役会 | 普通株式 | 5,396 | 25.00 | 2023年8月31日 | 2023年11月14日 |

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 配当の原資 | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2024年4月19日 取締役会 | 普通株式 | 6,044 | 利益剰余金 | 28.00 | 2024年2月29日 | 2024年5月9日 |

4．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　6,200株

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、クレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っております。また、銀行業及び保険業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。

なお、一部の子会社は海外子会社であり外貨建ベースで事業を行っております。

このように、主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、当社グループでは金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を実施しております。また、金利変動リスク及び為替変動リスクのヘッジを目的としてデリバティブ取引を行っております。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する住宅ローン、クレジットカード等の貸出金及び割賦売掛金、事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。また、外国証券及び債券・株式等の有価証券、買入金銭債権については、主として市場リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

預金、借用金、社債等の金融負債は、金融情勢の変動や一定の環境下で当社グループが市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化などにより、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。金利変動リスク及び為替変動リスクの一部は金利スワップ取引、通貨スワップ等のデリバティブ取引でヘッジしておりますが、こうしたデリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、当社グループが直面する様々なリスクについて、リスクカテゴリーごとに評価したリスクを可能な限り一貫した考え方に基づいて相対的に捉え、より確実かつ継続的な企業価値の向上に貢献することを目的とするリスク管理態勢の整備と強化に取り組んでおります。

当社は、当社及び当社グループのリスク管理を統括する部門を設置しています。内部統制推進委員会は、当社及び当社グループのリスク管理全般に関する事項について総合的な検討・審議を行い、必要な事項について取締役会に付議することとしています。取締役会は、定期的にリスク管理状況の報告を受け、そのモニタリングを行い、リスク管理に関する重要な基本事項の審議、決定を行います。

①信用リスクの管理

当社は、当社グループの信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握するとともに、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。

銀行業を営む国内連結子会社では、リスク量として主にバリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で、保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「ＶａＲ」という。）を計測し、定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。

なお、デリバティブ取引における取引先の契約不履行リスクについては、信用度の高い金融機関に対して、分散して取引を行っていることから、リスクは限定的と認識しております。

②市場リスクの管理

当社では、当社グループの市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスクについて、リスクの所在、規模等を把握し、適切な管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会において経営陣に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。

銀行業を営む国内連結子会社は、原則保有するすべての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にＶａＲを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、ＶａＲが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

(ｲ)金利リスクの管理

当社は、当社グループの多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対応するとともに、当社グループ全体の収益力向上に資するべく管理を行っております。

銀行業を営む国内連結子会社では、全社的な金利リスク管理の指標としてＶａＲを計測して管理するほか、ストレステストも併せて実施しており、定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会において経営陣に報告しております。

(ﾛ)有価証券価格変動リスクの管理

有価証券及び買入金銭債権の保有については、「直面する様々なリスクについて、リスクカテゴリーごとに評価したリスクを可能な限り一貫した考え方に基づいて総体的に捉え、より確実かつ継続的な業績の達成に貢献すること」というリスク管理の基本方針に則り、リスク管理を行っております。

当社が保有する投資有価証券は、事業の推進を目的として保有しているものであり、定期的に事業推進の状況や、取引先の財務状況等を確認することでリスク管理を行っております。

銀行業を営む国内連結子会社は、有価証券価格変動リスクの計測を、ＶａＲによって行っており、リスク限度額に対するＶａＲ及びストレステストの結果を定期的にモニタリングし、健全性の確保及び収益の獲得の両立に努めております。また、有価証券の発行体等の信用力の変化も価格変動に影響を与えることから、発行体等の業績モニタリングを行っております。

(ﾊ)為替変動リスクの管理

当社グループの市場リスクのうち、外貨建資産の為替変動リスクについては、外貨資金の調達や通貨スワップ取引等により、それぞれ当該影響額の一部を回避しております。

(ﾆ)デリバティブ取引

当社グループは、資金調達に係る金利変動リスク及び為替変動リスクをデリバティブ取引によりヘッジしております。デリバティブ契約締結時には、取引枠・期間・取引のタイミング等の内容につき内規に基づいて執行し、取引を行う部門と管理する部門を分離しております。

(ﾎ)市場リスクの定量的情報等について

銀行業を営む国内連結子会社の金融商品にかかる市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりＶａＲを計測しており、2024年２月29日現在で、その金額は22,929百万円であります。

なお、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当社は、当社グループの継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

また、銀行業を営む国内連結子会社では、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部がモニタリングを行い、その結果を定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年２月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、コールローン、外国為替、買掛金、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーについては、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

| | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| ⑴割賦売掛金 | 1,843,488 | | |
| 貸倒引当金（＊２） | △53,739 | | |
| | 1,789,748 | 1,799,613 | 9,865 |
| ⑵営業貸付金 | 918,824 | | |
| 貸倒引当金（＊２） | △63,907 | | |
| | 854,916 | 889,137 | 34,221 |
| ⑶銀行業における貸出金 | 2,339,225 | | |
| 貸倒引当金（＊２） | △3,040 | | |
| | 2,336,185 | 2,330,743 | △5,441 |
| ⑷銀行業における有価証券 | 572,248 | 572,394 | 146 |
| ⑸保険業における有価証券 | 15,873 | 15,873 | － |
| ⑹買入金銭債権 | 58,546 | 58,546 | － |
| ⑺金銭の信託 | 116,695 | 117,096 | 400 |
| ⑻投資有価証券（＊１） | 7,740 | 7,740 | － |
| 資産計 | 5,751,952 | 5,791,144 | 39,192 |
| ⑼銀行業における預金 | 4,538,363 | 4,538,244 | △119 |
| ⑽社債（＊３） | 323,960 | 324,071 | 110 |
| ⑾長期借入金（＊４） | 616,827 | 619,217 | 2,389 |
| 負債計 | 5,479,151 | 5,481,533 | 2,381 |
| デリバティブ取引（＊５） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (626) | (626) | － |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 8,218 | 8,218 | － |
| デリバティブ取引計 | 7,591 | 7,591 | － |

（＊1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産⑻投資有価証券」には含まれておりません。

| 区分 | 当連結会計年度<br>（百万円） |
|---|---|
| 非上場株式（※1） | 2,664 |
| 組合出資金（※2） | 4,243 |

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）割賦売掛金、営業貸付金、銀行業における貸出金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（＊3）1年内償還予定の社債を含めております。

（＊4）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（＊5）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 銀行業における有価証券、保険業における有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 国債 | 155,613 | － | － | 155,613 |
| 社債 | － | 57,529 | － | 57,529 |
| 外国証券 | 7,252 | 62,727 | 21,323 | 91,303 |
| その他 | 963 | 5,073 | 1,703 | 7,740 |
| 買入金銭債権 | － | － | 58,546 | 58,546 |
| 投資信託 | 5,865 | 246,742 | － | 252,607 |
| 金銭の信託 | － | 4,743 | － | 4,743 |
| 資産計 | 169,694 | 376,816 | 81,572 | 628,084 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | － | △626 | － | △626 |
| ヘッジ会計が適用されているもの | － | 8,218 | － | 8,218 |
| デリバティブ取引計 | － | 7,591 | － | 7,591 |

銀行業における有価証券、保険業における有価証券及び投資有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日）第24-９項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-９項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は2,329百万円であります。

第24-９項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

| 期首残高 | 当期の損益又はその他の包括利益 | | 購入、売却及び償還の純額 | 投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額 | 投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額 | 期末残高 | 当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 損益に計上 | その他の包括利益に計上（＊） | | | | | |
| 2,299 | － | 29 | － | － | － | 2,329 | － |

（＊）連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

⑵ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 割賦売掛金 | － | － | 1,799,613 | 1,799,613 |
| 営業貸付金 | － | － | 889,137 | 889,137 |
| 銀行業における貸出金 | － | － | 2,330,743 | 2,330,743 |
| 金銭の信託 | － | 19,602 | 92,750 | 112,352 |
| 銀行業における有価証券、保険業における有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 外国証券 | － | 2,855 | － | 2,855 |
| 満期保有目的 | | | | |
| 国債 | 6,073 | － | － | 6,073 |
| 外国証券 | － | － | 19,956 | 19,956 |
| 資産計 | 6,073 | 22,457 | 5,132,200 | 5,160,731 |
| 銀行業における預金 | － | 4,538,244 | － | 4,538,244 |
| 社債 | － | 324,071 | － | 324,071 |
| 長期借入金 | － | 619,217 | － | 619,217 |
| 負債計 | － | 5,481,533 | － | 5,481,533 |

（注）1．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

割賦売掛金

割賦売掛金の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

営業貸付金

貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

銀行業における貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

銀行業における有価証券、保険業における有価証券、投資有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は業界団体の公表する価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値により算定された価額によっております。活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。活発な市場における相場価格を用いていない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債がこれに含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値により算定された価額によっております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

信託財産を構成している金銭債権の評価は、前述の「銀行業における貸出金」と同様の方法により行っております。また、有価証券の評価は、前述の「保険業における有価証券」と同様の方法により行っております。

負　債

銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、固定金利によるものは一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートに当社グループの信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとして帳簿価額、その他取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

社債

時価は、市場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要ではないため、レベル2の時価に分類しております。

（注）2．時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

⑴　重要な観察できないインプットに関する定量的情報

| 区分 | 評価技法 | 重要な観察できないインプット | インプットの範囲 | インプットの加重平均 |
|---|---|---|---|---|
| 買入金銭債権 | 現在価値技法 | 倒産確率 | 0.03%－1.48% | 1.15% |
| | | 期限前償還率 | 2.58%－25.19% | 10.86% |
| | | 回収率 | 70.00%－100.00% | 77.47% |
| | | リスク・プレミアム | △0.17%－0.59% | 0.29% |
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 外国証券 | 現在価値技法 | 倒産確率 | 4.00%－4.00% | 4.00% |
| | | 期限前償還率 | 12.00%－12.00% | 12.00% |
| | | 回収率 | 50.00%－50.00% | 50.00% |
| | | リスク・プレミアム | △0.08%－0.87% | △0.03% |
| その他 | 株価倍率法 | 当期純利益 | 2,724億円 | 2,724億円 |
| | | 株価収益率 | 30.30倍 | 30.30倍 |

⑵　期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

| | 期首残高(百万円) | 当期の損益又はその他の包括利益 | | 購入、売却、発行及び決済の純額(百万円) | レベル３の時価への振替(百万円) | レベル３の時価からの振替(百万円) | 期末残高(百万円) | 当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 損益に計上(※１)(百万円) | その他の包括利益に計上(※２)(百万円) | | | | | |
| 買入金銭債権 | 22,534 | △0 | 110 | 35,901 | － | － | 58,546 | － |
| 有価証券 | | | | | | | | |
| その他有価証券 | | | | | | | | |
| 外国証券 | 22,118 | 44 | △27 | △812 | － | － | 21,323 | － |
| その他 | 1,603 | － | 100 | － | － | － | 1,703 | － |

（※１）主に連結損益計算書の「銀行業における有価証券利息配当金」に含まれております。

（※２）主に連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

⑶ 時価の評価プロセスの説明

当社グループは時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各社のリスク管理部門等が時価を算定しております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

⑷ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権及び有価証券（外国証券）の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率、期限前償還率、リスク・プレミアムであります。倒産確率、期限前償還率、リスク・プレミアムの著しい上昇（低下）は、それら単独では、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。回収率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることになります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、リスク・プレミアムに関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、期限前償還率及び回収率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴います。

有価証券（その他）の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、当該株式の発行体の当期純利益及び類似企業の株価収益率であります。当期純利益及び株価収益率の著しい上昇（低下）は、それら単独では、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | | 計 | 調整額(注) | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国内 | | 国際 | | | | | |
| | リテール | ソリューション | 中華圏 | メコン圏 | マレー圏 | | | |
| 顧客との契約から生じる収益 | 30,954 | 72,898 | 5,466 | 8,102 | 7,421 | 124,842 | 0 | 124,842 |
| その他の収益 | 136,150 | 51,879 | 25,171 | 81,813 | 65,572 | 360,588 | 177 | 360,765 |
| 外部顧客への営業収益 | 167,105 | 124,777 | 30,638 | 89,915 | 72,993 | 485,430 | 177 | 485,608 |

(注)「調整額」の区分は報告セグメントに帰属しない持株会社等の営業収益であります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（会計方針に関する事項）11．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

⑴ 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

| | 当連結会計年度（百万円） | |
|---|---|---|
| | 期首（2023年３月１日） | 期末（2024年２月29日） |
| 顧客との契約から生じた債権 | 18,711 | 19,060 |
| 契約負債 | 262 | 11 |

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は主に流動資産の「その他」に含まれており、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

契約負債は主に履行義務の充足により収益を認識されることで減少します。

当社グループの契約負債の主な内容は、電子マネーの利用等に応じて付与したWAONポイント（当社子会社であるイオン銀行が運営するポイント制度）の未行使分に関連するものです。期首の契約負債には、クレジットカードの利用等に応じて付与したときめきポイント（当社子会社であるイオン銀行が運営していたポイント制度）の未行使分に関連するものも含まれておりましたが、ときめきポイントの制度は2023年８月末をもって終了いたしましたので、期末の契約負債には含まれておりません。

期首の契約負債残高のうち、当連結会計年度に認識した収益の額は、251百万円です。

⑵ 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、付与したポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は11百万円であります。当該残存履行義務について、ポイントの行使に応じて今後２年以内に収益の認識を見込んでおります。

（１株当たり情報）

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 2,123円47銭 |
| １株当たり当期純利益 | 96円81銭 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | 96円80銭 |

（企業結合に関する注記）

共通支配下の取引等

（連結子会社の吸収合併）

当社は、2022年10月４日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるイオンクレジットサービス株式会社（以下、イオンクレジットサービス）を吸収合併することを決議し、2022年12月１日付で合併契約を締結し、2023年６月１日付でイオンクレジットサービスを吸収合併いたしました。

１．取引の概要

⑴ 結合当事企業の名称

（吸収合併存続会社）

名　　称：イオンフィナンシャルサービス株式会社

事業内容：株式を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務

（吸収合併消滅会社）

名　　称：イオンクレジットサービス株式会社

事業内容：クレジットカード業及び当該業務に関わる付随業務

⑵ 企業結合日

2023年６月１日

⑶ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

⑷ 結合後企業の名称

イオンフィナンシャルサービス株式会社

⑸ その他取引の概要に関する事項

当社は、中期経営計画（2021年度～2025年度）の基本方針を「第二の創業 バリューチェーンの革新とネットワークの創造」と定め、グループの成長に向けた改革を進めております。本経営統合により、グループ横断での経営資源の戦略的活用と更なる意思決定の迅速化を進め、決済サービスを中心に当社グループの金融商品やサービスの拡大を図ることで、お客さまにとって最も身近なフィナンシャルグループを目指してまいります。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

（重要な後発事象に関する注記）

（連結子会社の株式譲渡について）

当社は、2024年１月11日開催の取締役会において、連結子会社であるイオンプロダクトファイナンス株式会社（以下、イオンプロダクトファイナンス）の発行済株式の全部を株式会社オリエントコーポレーション（以下、オリコ）に譲渡（以下、本株式譲渡）することを決議し、本株式譲渡に係る株式譲渡契約（以下、本株式譲渡契約）を締結し、2024年３月25日に譲渡いたしました。

１．本株式譲渡の理由等

当社の連結子会社であるイオンプロダクトファイナンスは、当社グループにおいて個品割賦事業を営む企業として、「オートローン」、「リフォーム・ソーラーローン」、「農機ローン」、「学資ローン」等を提供してまいりました。

一方、当社は、近年急速に変化する事業環境への対応として事業ポートフォリオの見直しを行う中で、個品割賦事業に関しては他社との提携を含めた戦略の見直しが必要であるとの考えに至りました。

このような考えの下、オリコは個品割賦事業を営む業界トップ企業であり、また、イオンプロダクトファイナンスとは強みとする分野が異なることから、オリコとイオンプロダクトファイナンスの提携を推進し、互いの強みを融合・補完し合うことでお客さま及び加盟店からこれまで以上に信頼と支持を獲得し、より強固な事業基盤の確立を目指すことが可能であり、オリコがイオンプロダクトファイナンスの最適なパートナーとなると判断し、この度、本株式譲渡を決定いたしました。

２．異動した子会社の概要

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ 名称 | イオンプロダクトファイナンス株式会社　※1 | |
| ⑵ 事業内容 | 信用保証、信用購入あっせん、保証業務、債権買取、集金及び支払いの代行 | |
| ⑶ 当社と当該会社との関係 ※2 | 資本関係 | 当社は、当該会社の株式を100%保有しております。 |
| | 人的関係 | 当社の役職員８名が当該会社の役員（取締役（常勤）５名、取締役（非常勤）１名、監査役（常勤）１名、監査役（非常勤）１名）を兼務しております。<br>また、当社の従業員９名、当社の親会社の子会社の従業員２名、当社の子会社の従業員１名がそれぞれ当該会社へ出向しております。一方、当該会社の従業員11名が当社へ出向しております。 |
| | 取引関係 | 当社から当該会社に対して資金の貸付を行っており、当該会社から当社または当社の親会社に対して経営管理料や諸経費等の支払いがあります。<br>また、当社から当該会社に対してシステム保守に係る役務提供、当社の子会社と債権流動化取引を行っており、当該会社から当社または当社の子会社に対して委託手数料等の支払いがあります。 |

| ⑷ 当該会社の財政状態及び経営成績（単体） | |
|---|---|
| 決算期 | 2023年２月期 |
| 純資産 | 29,817百万円 |
| 総資産 | 348,383百万円 |
| １株当たり純資産 | 760.60円 |
| 営業収益 | 15,747百万円 |
| 営業利益 | 1,729百万円 |
| 経常利益 | 1,736百万円 |
| 当期純利益 | 1,103百万円 |
| １株当たり当期純利益 | 28.16円 |
| １株当たり配当金 | 8.00円 |

※1 イオンプロダクトファイナンス株式会社は、2024年３月25日付で株式会社オリコプロダクトファイナンスに商号変更しております。

※2 当社と当該会社との関係は2024年２月期末時点

3．本株式譲渡の相手先の概要

株式会社オリエントコーポレーション

4．譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

| | |
|---|---|
| ⑴ 異動前の所有株式数 | 39,203,360株<br>（議決権の数：39,203,360個）<br>（議決権所有割合：100.00%） |
| ⑵ 譲渡株式数 | 39,203,360株<br>（議決権の数：39,203,360個） |
| ⑶ 譲渡株式の譲渡価額 | 50億円　※ |
| ⑷ 異動後の所有株式数 | 0株<br>（議決権の数：0個）<br>（議決権所有割合：0.00%） |

※ 本株式譲渡に係る本株式譲渡実行日までに剰余金の配当200億円を行っており、当社宛の剰余金の配当額は、譲渡価額より控除しております。

5．日程

| | |
|---|---|
| ⑴ 取締役会決議日 | 2024年１月11日 |
| ⑵ 契約締結日 | 2024年１月11日 |
| ⑶ 本株式譲渡実行日 | 2024年３月25日 |

6．連結業績に与える影響

本株式譲渡に伴い、2025年２月期の第１四半期連結会計期間よりイオンプロダクトファイナンスは当社の連結の範囲から除外されることになります。また、2025年２月期において、関係会社株式売却損益を特別損益に計上する予定ですが、本株式譲渡契約に定める価格調整等変動する要素があることから、現時点では確定しておりません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| [資産の部] | | [負債の部] | |
| 流動資産 | 694,915 | 流動負債 | 689,644 |
| 現金及び預金 | 7,141 | 買掛金 | 262,764 |
| 割賦売掛金 | 162,921 | 短期借入金 | 179,400 |
| 営業貸付金 | 64,871 | コマーシャル・ペーパー | 50,000 |
| 立替金 | 80,917 | リース債務 | 3,818 |
| 前払費用 | 2,348 | 1年内償還予定の社債 | 75,000 |
| 未収入金 | 156,527 | 1年内返済予定の長期借入金 | 8,800 |
| 未収収益 | 2,401 | 1年内返済予定の関係会社長期借入金 | 120 |
| 短期貸付金 | 249,950 | 未払金 | 49,426 |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 120 | 未払費用 | 1,286 |
| 貯蔵品 | 1,802 | 未払法人税等 | 651 |
| 未収還付法人税等 | 224 | 前受収益 | 793 |
| 未収消費税等 | 1,588 | 預り金 | 51,222 |
| その他 | 228 | 賞与引当金 | 1,162 |
| 貸倒引当金 | △36,128 | 役員業績報酬引当金 | 48 |
| 固定資産 | 533,852 | 債務保証損失引当金 | 3,091 |
| (有形固定資産) | 9,400 | その他 | 2,057 |
| 建物 | 1,325 | 固定負債 | 301,526 |
| 車両運搬具 | 0 | 社債 | 180,000 |
| 工具、器具及び備品 | 8,074 | 長期借入金 | 106,500 |
| (無形固定資産) | 104,561 | 関係会社長期借入金 | 241 |
| ソフトウエア | 104,561 | リース債務 | 8,958 |
| その他 | 0 | 利息返還損失引当金 | 2,518 |
| (投資その他の資産) | 419,890 | その他 | 3,308 |
| 投資有価証券 | 50,361 | 負債合計 | 991,170 |
| 関係会社株式 | 308,862 | [純資産の部] | |
| 関係会社社債 | 3,165 | 株主資本 | 235,478 |
| 関係会社長期貸付金 | 707 | 資本金 | 45,698 |
| 長期前払費用 | 29,293 | 資本剰余金 | 121,506 |
| 繰延税金資産 | 14,532 | 資本準備金 | 121,506 |
| 差入保証金 | 2,755 | 利益剰余金 | 68,630 |
| 金銭の信託 | 4,581 | 利益準備金 | 3,687 |
| 長期未収入金 | 5,490 | その他利益剰余金 | 64,943 |
| その他 | 139 | 別途積立金 | 35,995 |
| 繰延資産 | 553 | 繰越利益剰余金 | 28,948 |
| 社債発行費 | 553 | 自己株式 | △357 |
| | | 評価・換算差額等 | 2,665 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2,665 |
| | | 新株予約権 | 6 |
| | | 純資産合計 | 238,150 |
| 資産合計 | 1,229,320 | 負債純資産合計 | 1,229,320 |

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 損益計算書

（2023年３月１日から
2024年２月29日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 営業収益 | | 126,539 |
| 包括信用購入あっせん収益 | 54,279 | |
| 個別信用購入あっせん収益 | 6 | |
| 融資収益 | 1,247 | |
| 信用保証料 | 41,836 | |
| プロセッシング収益 | 4,059 | |
| 業務代行収益 | 8,644 | |
| 償却債権取立益 | 79 | |
| 金融収益 | 1,182 | |
| 受取利息 | 1,182 | |
| その他 | 15,203 | |
| 営業費用 | | 124,850 |
| 金融費用 | 2,302 | |
| その他の金融費用 | 2,302 | |
| 販売費及び一般管理費 | 122,548 | |
| 営業利益 | | 1,689 |
| 営業外収益 | | 6,990 |
| 受取配当金 | 6,798 | |
| 為替差益 | 77 | |
| その他 | 114 | |
| 営業外費用 | | 217 |
| デリバティブ評価損 | 214 | |
| その他 | 2 | |
| 経常利益 | | 8,461 |

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 特別利益 | | 30,883 |
| 投資有価証券売却益 | 169 | |
| 抱合株式消滅差益 | 30,618 | |
| その他 | 94 | |
| 特別損失 | | 2,198 |
| 固定資産処分損 | 86 | |
| 関係会社株式評価損 | 1,636 | |
| 経営統合費用 | 475 | |
| 税引前当期純利益 | | 37,146 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 625 | |
| 法人税等調整額 | 335 | 960 |
| 当期純利益 | | 36,185 |

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 株主資本等変動計算書

（2023年３月１日から
2024年２月29日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | | | | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | | | |
| 当期首残高 | 45,698 | 121,506 | 121,506 | 3,687 | 35,995 | 5,300 | 44,982 | △390 | 211,797 | 1,901 | 13 | 213,712 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △12,519 | △12,519 | | △12,519 | | | △12,519 |
| 当期純利益 | | | | | | 36,185 | 36,185 | | 36,185 | | | 36,185 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △0 | △0 | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | △17 | △17 | 33 | 15 | | | 15 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | | 763 | △7 | 756 |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | 23,648 | 23,648 | 32 | 23,681 | 763 | △7 | 24,437 |
| 当期末残高 | 45,698 | 121,506 | 121,506 | 3,687 | 35,995 | 28,948 | 68,630 | △357 | 235,478 | 2,665 | 6 | 238,150 |

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

⑴子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

⑵その他有価証券

（市場価格のない株式等以外のもの）

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

（市場価格のない株式等）

移動平均法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建　　物 | 2年～15年 |
| 車両運搬具 | 4年～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 1年～20年 |

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

⑴貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権及び貸倒懸念債権毎にそれぞれ過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上しております。

⑵賞与引当金

従業員に対する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に対応する負担額を計上しております。

⑶役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

⑷債務保証損失引当金

提携金融機関が行っているカード事業から生じる債権や個人向けローン等に係る債務保証について、将来発生する損失負担に備え、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。

⑸利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

⑹退職給付引当金

従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②過去勤務費用及び数理計算上の差異

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理をしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社の主な事業内容は、クレジットカード事業、決済サービス事業、プロセッシング事業、グループ会社の経営管理ならびにそれに付随する業務であり、主要な収益の計上は、次の方法によっております。

⑴加盟店手数料

顧客である加盟店との契約に基づき、役務の提供が完了し、履行義務が充足されるクレジットカード利用時に収益を認識しております。

⑵顧客手数料

主として期日到来基準による残債方式により収益を認識しております。

⑶信用保証料

主として期日到来基準による残債方式により収益を認識しております。

（注）計上方法の主な内容は次のとおりであります。

残債方式

元本残高に対し、一定の料率で手数料を算出し、期日到来の都度、当該金額を収益計上する方法。

6．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴資産に係る控除対象外消費税等の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。

⑵社債発行費

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

2023年6月1日の吸収合併により当社が事業持株会社へ移行したことに伴い、次のとおり計算書類の組替えを行っております。

(損益計算書関係)

「営業収益」の「関係会社受取配当金」と「営業外収益」の「受取利息及び配当金」に含まれる受取配当金を、「営業外収益」の「受取配当金」として組替えております。

「営業外収益」の「受取利息及び配当金」に含まれる受取利息を、「営業収益」の「受取利息」として組替えております。

「営業収益」の「関係会社受入手数料」、「その他」及び「営業外収益」の「その他」に含まれる保証債務受取手数料を、「営業収益」の「その他」として組替えております。

「営業外費用」の「支払利息」、「コミットメントフィー」及び「社債発行費償却」を、「営業費用」の「その他金融費用」として組替えております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1．貸倒引当金

⑴当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金　36,128百万円

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）3．引当金の計上基準 ⑴貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

営業債権について返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

経済環境等の変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2．固定資産の減損処理

⑴当事業年度に係る計算書類に計上した額

ソフトウエア　104,561百万円

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類　連結注記表（会計上の見積りに関する注記）固定資産の減損処理」の内容と同一であります。

3．関係会社株式の評価

⑴当事業年度に係る計算書類に計上した額

関係会社株式　308,862百万円

⑵当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は移動平均法による原価法により評価しております。ただし、市場価格のない関係会社株式については、直近の１株当たりの純資産額に基づいて算定した実質価額が取得原価に比べて50％程度以上低下した場合、回復の可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、評価額まで評価減を行い、評価差額を当期の損失として処理しております。

なお、市場価格のない関係会社株式のうち超過収益力を反映した価額で取得した関係会社株式については、超過収益力を反映した価額を実質価額として減損要否を判断しております。

⑶主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の評価は、当該関係会社の事業計画等に基づき行われ、当該事業計画等には将来の見通しに係る仮定を含んでおります。

⑷翌事業年度の計算書類に与える影響

経済環境等の変化や事業戦略の成否によって実際の結果は事業計画等と異なる場合があります。上述の事業計画等のとおりに業績が推移せず、超過収益力を反映した実質価額が帳簿価額に比して著しく下落した場合には、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(持分取得の合意について)

当社は、2023年10月20日開催の取締役会において、ベトナムのファイナンス会社であるPost and Telecommunication Finance Company Limitedの持分を取得し、完全子会社とする持分譲渡契約を締結することを決議し、契約を締結いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類　連結注記表（追加情報）」に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

1．関係会社に対する金銭債権債務額

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | 短期金銭債権額 | 410,935百万円 |
| ⑵ | 長期金銭債権額 | 707百万円 |
| ⑶ | 短期金銭債務額 | 78,477百万円 |
| ⑷ | 長期金銭債務額 | 1,059百万円 |

2．有形固定資産の減価償却累計額　30,692百万円

3．偶発債務

⑴ 保証債務

| 保証対象 | 対象残高 |
|---|---|
| 子会社 AEON SPECIALIZED BANK (CAMBODIA) PUBLIC LIMITED COMPANYの借入金 | 68百万米ドル<br>(10,262百万円) |
| 子会社 AEON Leasing Service (Lao) Company Limitedの借入金 | 205,692百万ラオスキープ<br>(1,484百万円) |
| 子会社 AEON CREDIT SERVICE (PHILIPPINES) INC.の社債及び借入金 | 1,486百万フィリピンペソ<br>(3,982百万円) |
| 子会社 AEON CREDIT SERVICE INDIA PRIVATE LIMITEDの借入金 | 5,185百万インドルピー<br>(9,436百万円) |
| 子会社 ACS TRADING VIETNAM CO.,LTD.の借入金 | 448,937百万ベトナムドン<br>(2,730百万円) |
| 子会社 AEON BANK (M) BERHADの未払金 | 0百万マレーシアリンギット<br>(18百万円) |
| 子会社 株式会社イオン銀行が行っているカード事業や個人向けローンから生じる債権等 | 1,463,223百万円 |

⑵ 重畳的債務引受による連帯債務

株式会社イオン銀行のリース債務　525百万円

⑶ 経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、親会社として各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関に差し入れております。

なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号　平成23年３月29日）に基づく保証類似行為に該当するものはありません。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|---|---|
| 営業収益 | 50,051百万円 |
| 営業費用 | 8,442百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 6,837百万円 |

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首の株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末の株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（注） | 152,460 | 484 | 13,100 | 139,844 |
| 合計 | 152,460 | 484 | 13,100 | 139,844 |

（注）普通株式の自己株式の増加484株は、単元未満株式の買取であります。また、自己株式の減少13,100株は、ストックオプション行使によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 199百万円 |
| 関係会社株式 | 3百万円 |
| 賞与引当金 | 356百万円 |
| 貸倒引当金 | 12,517百万円 |
| フリーレント賃料 | 817百万円 |
| その他 | 4,643百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 18,537百万円 |
| 評価性引当額 | △2,841百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 15,695百万円 |
| 繰延税金負債との相殺 | △1,162百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 14,532百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,162百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 1,162百万円 |
| 繰延税金資産との相殺 | △1,162百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | −百万円 |

(関連当事者との取引に関する注記)

1．関連当事者との取引

⑴　子会社及び関連会社

| 属　性 | 会社等の名称 | 住　所 | 資本金(百万円) | 事業の内　容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科　目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | イオンクレジットサービス株式会社(注)1 | 東京都千代田区 | 500 | プロセッシング事業及び銀行代理業 | 所有直接100.0% | 役員の兼任<br>資金の貸付 | 資金の貸付(注)2 | 35,655 | － | － |
| | | | | | | | 利息の受取(注)2 | 30 | － | － |

| 属　性 | 会社等の名称 | 住　所 | 資本金(百万円) | 事業の内　容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科　目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ＡＣＳリース株式会社 | 東京都千代田区 | 250 | リース業 | 所有直接100.0% | 経営管理等の受託<br>資金の貸付 | 資金の貸付(注)2 | 27,250 | 短期貸付金 | 26,270 |
| | | | | | | | 利息の受取(注)2 | 107 | － | － |

| 属　性 | 会社等の名称 | 住　所 | 資本金(百万円) | 事業の内　容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科　目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 株式会社イオン銀行 | 東京都千代田区 | 51,250 | 銀行業及びクレジット事業 | 所有間接100.0% | 役員の兼任<br>従業員の出向<br>業務の受託<br>債務保証 | 資金精算(注)3 | － | 未収入金 | 137,283 |
| | | | | | | | | | 未払金 | 4,318 |
| | | | | | | | プロセッシング業務手数料の受取(注)4 | 4,059 | 預り金 | 36,998 |
| | | | | | | | 重畳的債務引受にかかる連帯債務(注)5 | 525 | － | － |
| | | | | | | | 債務保証(注)4 | 1,463,223 | 未収入金 | 137 |
| | | | | | | | 信用保証料の受取(注)4 | 41,835 | － | － |
| | | | | | | | 業務代行収益(注)4 | 436 | 立替金 | 19,225 |
| | | | | | | | 営業債権の買取(注)6 | 104,762 | 未払金 | 17,554 |

| 属　性 | 会社等の名称 | 住　所 | 資本金(百万円) | 事業の内　容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科　目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | イオンプロダクトファイナンス株式会社 | 東京都千代田区 | 3,910 | 信用購入あっせん業 | 所有直接100.0% | 経営管理等の受託<br>役員の兼任<br>資金の貸付 | 資金の貸付(注)2 | 255,674 | 短期貸付金 | 219,100 |
| | | | | | | | 利息の受取(注)2 | 1,006 | － | － |

⑵　兄弟会社等

| 属　性 | 会社等の名称 | 住　所 | 資本金(百万円) | 事業の内　容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科　目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区 | 100 | ゼネラル・マーチャン・ダイズ・ストア | なし | 加盟店契約 | 包括信用購入あっせん収益(注)4 | 8,905 | 買掛金 | 15,472 |
| | | | | | | | 業務代行収益(注)4 | 4,879 | 立替金 | 23,308 |

| 属　性 | 会社等の名称 | 住　所 | 資本金(百万円) | 事業の内　容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科　目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | イオンモール株式会社 | 千葉市美浜区 | 42,383 | ディベロッパー事業 | 所有直接0.2% | 加盟店契約 | 包括信用購入あっせん収益(注)4 | 3,602 | 買掛金 | 13,070 |
| | | | | | | | 業務代行収益(注)4 | 1,572 | － | － |

(注) 1．当社は、2023年6月1日付けで、同社を吸収合併しました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
2．取引条件は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しております。
3．資金の精算は、加盟店精算にかかる立替払い及び国際ブランドに対する精算並びに融資代行にかかる資金の一時預りを行っているものであり、取引金額が多額であることから取引金額は記載しておりません。
4．取引条件の決定については、一般取引条件を勘案して合理的に決定しております。
5．会社分割により、当社が重畳的債務引受を行っております。
6．営業債権の買取価格は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

イオン株式会社（東京証券取引所に上場）

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）５．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(１株当たり情報に関する注記)

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 1,103円18銭 |
| １株当たり当期純利益 | 167円63銭 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | 167円63銭 |

(企業結合に関する注記)

「連結計算書類　連結注記表（企業結合に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

（連結子会社の株式譲渡について）

当社は、2024年１月11日開催の取締役会において、連結子会社であるイオンプロダクトファイナンス株式会社の発行済株式の全部を株式会社オリエントコーポレーションに譲渡（以下、本株式譲渡）することを決議し、本株式譲渡に係る株式譲渡契約を締結し、2024年３月25日に譲渡いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類　連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおりであります。

(その他の注記)

該当事項はありません。

# 附　　属　　明　　細　　書

（会社法第 435 条第２項に基づく明細書）

事業年度　　2023 年 3 月 1 日から
（第 43 期）　　2024 年 2 月 29 日まで

１．有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細

２．引　　当　　金　　の　　明　　細

３．販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 の 明 細

東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社

１．有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細

（単位：百万円）

| 区　分 | 資産の種　類 | 期　首帳簿価額 | 当　期増加額 | 当　期減少額 | 当　期償却額 | 期　末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 期　末取得原価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産 | 建　物 | 190 | 1,286 | 16 | 135 | 1,325 | 1,755 | 3,081 |
| | 車両運搬具 | － | 0 | － | 0 | 0 | 6 | 7 |
| | 工具、器具及び備品 | 55 | 10,687 | 61 | 2,607 | 8,074 | 28,929 | 37,003 |
| | 計 | 246 | 11,974 | 77 | 2,743 | 9,400 | 30,692 | 40,092 |
| 無形固定資産 | ソフトウエア | 1,344 | 113,837 | 865 | 9,753 | 104,561 | 93,121 | 197,683 |
| | 電話加入権 | － | 0 | － | － | 0 | － | 0 |
| | 計 | 1,344 | 113,837 | 865 | 9,753 | 104,561 | 93,121 | 197,683 |
| 投資その他の資産 | 長期前払費用 | 133 | 36,818 | 149 | 7,508 | 29,293 | 56,073 | 85,366 |

（注）1. 当期の増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 工具、器具及び備品 | 統合基盤 | 301 百万円 |
| ソフトウエア | 次期クレジットカードシステム | 8,954 百万円 |
| 長期前払費用 | カード発行費の資産計上 | 5,271 百万円 |

2. 当期の増加額には、イオンクレジットサービス株式会社の吸収合併による増加額が含まれており、主なものは次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 746 百万円 |
| 工具・器具及び備品 | 10,004 百万円 |
| ソフトウエア | 95,484 百万円 |
| 長期前払費用 | 29,224 百万円 |

２．引当金の明細

（単位：百万円）

| 科　　目 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|
| 貸倒引当金 | － | 47,293 | 11,165 | 36,128 |
| 賞与引当金 | 136 | 1,564 | 538 | 1,162 |
| 役員業績報酬引当金 | 41 | 37 | 29 | 48 |
| 債務保証損失引当金 | - | 4,777 | 1,686 | 3,091 |
| 利息返還損失引当金 | - | 4,520 | 2,002 | 2,518 |
| 退職給付引当金(注)2 | － | 84 | 84 | － |

（注）1. 計上理由及び額の算定方法については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。
2. 当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部の「投資その他の資産」の「その他」に当該前払年金費用を計上しております。
3. 当期の増加額には、イオンクレジットサービス株式会社の吸収合併による増加額が含まれており、主なものは次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 貸倒引当金 | 34,086 百万円 |
| 賞与引当金 | 1,210 百万円 |
| 役員業績報酬引当金 | 9 百万円 |
| 債務保証損失引当金 | 3,030 百万円 |
| 利息返還損失引当金 | 3,997 百万円 |

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 摘要 |
|---|---|---|
| 広告宣伝費及び販売促進費 | 14,516 | |
| 貸倒損失 | 1,162 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 11,520 | |
| 利息返還損失引当金繰入額 | 523 | |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 1,747 | |
| 役員報酬 | 221 | |
| 従業員給与及び賞与 | 15,800 | |
| 法定福利費 | 2,331 | |
| 福利厚生費 | 1,054 | |
| 賞与引当金繰入額 | 353 | |
| 役員業績報酬引当金繰入額 | 27 | |
| 退職給付費用 | 338 | |
| 採用費 | 202 | |
| 寮・社宅費 | 637 | |
| 郵送料 | 2,377 | |
| 電話料 | 1,096 | |
| 租税公課 | 5,466 | |
| 信用調査費 | 174 | |
| 印刷費 | 537 | |
| システム運用費 | 11,651 | |
| カード発行費 | 5,694 | |
| 支払手数料 | 22,871 | |
| 賃借料 | 7,214 | |
| 備品消耗品費 | 568 | |
| 減価償却費 | 12,497 | |
| 旅費交通費 | 341 | |
| 事務用消耗品費 | 36 | |
| 損害保険料 | 109 | |
| 雑費 | 1,472 | |
| 計 | 122,548 | |

# 独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山崎　健介 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤　鉄也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岡部　幹彦 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオンフィナンシャルサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

監　査　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山崎　健介 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤　鉄也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岡部　幹彦 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオンフィナンシャルサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山崎　健介 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤　鉄也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岡部　幹彦 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**計算書類等の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

監　査　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山崎　健介 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤　鉄也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岡部　幹彦 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**計算書類等の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2023 年 3 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までにおける第 43 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## １．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## ２．監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、当社子会社のイオンプロダクトファイナンス株式会社(以下、同社)は 2022 年 4 月 15 日に関東経済産業局より、割賦販売法に基づく業務改善命令を受け、内部統制システムの再整備、コンプライアンス遵守の企業風土改善に取り組みました。監査役会は、同社監査役とも連携して同社の実行状況を注視するとともに、当社による、同社のガバナンス体制の再構築への支援及び管理・監督の強化の取り組み状況の実効性を監視・検証し、当事業年度末には、着実に改善が図られていると判断しております。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024 年 4 月 12 日

イオンフィナンシャルサービス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）

社外監査役

社外監査役

監査役

別紙 3（吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

【添付書類】

# 第17期事業報告（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

## 1．当社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果等

イ．主要な事業内容

当社は、お客さまにとって「親しみやすく、便利で、わかりやすい」銀行を目指し、イオン株式会社のグループ各社のショッピングセンター内やターミナル駅近隣等、全国に店舗やATMを展開しております。また、インターネットバンキングやスマートフォンアプリ等、オンラインでお取り引きいただける環境を構築し、各種預金・ローン・保険に加え、投資信託等の資産形成商品をお選びいただける金融商品仲介など、多様化するお客さまニーズやライフイベントに対応した幅広い金融商品・サービスを提供しております。また、イシュア（発行会社）としてクレジットカード事業を展開しております。

ロ．金融経済環境

当事業年度は、世界的に高インフレが継続し、米国や欧州など先進国の中央銀行が政策金利の引き上げによる金融引き締めを行いました。日本でもイールドカーブコントロール政策の長期金利上限目途引き上げや 2024 年３月のマイナス金利政策解除など、金融政策正常化へ歩みが進められました。

為替市場では、米国の急激な金融引き締めによる日米の金利差拡大を背景に１ドル 150 円を超えるなど円安ドル高が進行しました。

株式市場では、底堅い米国経済やインバウンド需要の回復、海外投資家の日本株への関心の高まりが追い風となり、日経平均株価は 34 年ぶりに最高値を更新、当事業年度末の日経平均株価は 40,369 円となり前事業年度末(28,041 円)を大きく上回りました。

地政学リスクの高まりやエネルギー・食料価格の高騰、米国大統領選挙の行方など先行き不透明感はあるものの、国内では 2024 年春闘労使交渉の賃上げ率が 33 年ぶりの高水準になるなど明るい材料もあり、日本経済は底堅く推移することが見込まれます。

ハ．事業の経過および成果

お客さまとの重要な接点である店舗は、お客さまの生活様式や価値観の変化に対応し、お買い物ついでにご来店いただけるリアル店舗の強みを活かした対面でのご相談ニーズに継続してお応えするとともに、お客さまがご自宅等どこからでも、いつでも簡単にご利用いただける「オンライン相談サービス」を提供する等、DX推進による利便性向上に取り組んでおります。当期においては、新たに「ジ アウトレット湘南平塚店」（神奈川県平塚市）をオープンし、営業ネットワークの拡大にも努めました。

ATMは、首都圏を中心にネットワークの強化に努め、当年度末時点の設置台数を6,788台に拡大しました。

口座、預金は、新規口座開設キャンペーンを実施したほか、イオンカード会員に対してクレジットカードと口座、電子マネー一体型の「イオンカードセレクト」への切り替えを推進し、口座数および預金残高の拡大に努めました。

クレジットカードは、店頭およびWeb共通のカード新規入会・ご利用キャンペーンの実施や、提携先との共同販促企画、キャッシュバック施策等を実施し、新規会員数獲得ならびに取扱高拡大に努めました。また、ウエルシアホールディングス株式会社との新規提携カード「ウエルシアカード」の発行・推進ならびにイオンネクスト株式会社が運営する新たなオンラインマーケット「Green Beans」でのイオンカード入会促進等、イオングループとの連携強化に取り組みました。

資産形成・運用サービスは、2023年４月よりiDeCo（個人型確定拠出年金）のお申込みにおいて、株式会社みずほ銀行が提供する「iDeCoオンライン申込サービス」を導入いたしました。これにより、iDeCoへの加入申込における来店または郵送での書類提出が不要となり、パソコン・スマートフォンからオンラインでスピーディに完結いただけるようになりました。また、2024年１月よりマネックス証券株式会社との金融商品仲介業務に関するサービス提供を開始し、投資信託の取り扱い本数が約300本から約1,750本(2024年１月４日時点)へと拡大するとともに、購入時の申込み手数料を無料へと変更し、新しいNISA制度を最大限ご活用いただける環境を整備しました。

貸出金は、土日を含めた窓口でのローン相談など、営業体制の強みを活かし、加えて提携業者への営業を強化することで住宅ローン残高の拡大に努めました。また、競争力のある住宅ローン金利に加え、イオングループでのお買い物が対象ローンのご完済まで毎日５％オフとなるご契約者さま特典「イオンセレクトクラブ」の訴求を強化した結果、残高の拡大とともに当クラブへの加入増加につながりました。加えて、同特典の割引対象に、イオンリテール株式会社が運営するMVNOサービス「イオンモバイル」や、イオンネクスト株式会社が運営する「Green Beans」を追加し、これまで以上にイオングループでおトクにご利用いただけるよう特典を拡充し、住宅ローンご検討のお客さまへの訴求力強化を図りました。

事業者向け金融サービスは、お客さまの事業ニーズに最適なビジネスパートナーのご紹介を実現する「ビジネスマッチングサービス」を引き続き推進しました。

個人向けの小口信用供与は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類へ移行されたことなどの影響に伴い、抑制されていた消費活動が徐々に上向き、クレジットカード取扱高は堅調に伸長いたしました。

DX推進の取り組みは、7月にイオン銀行通帳アプリのリニューアルを行い、メッセージ機能等を新たに搭載、９月にはコールセンターにおいてAI自動応答サービスを開始し、有人対応時間外でも、いつでも音声での問い合わせ対応が可能な体制を構築いたしました。この結果、DXの実現に向けた取り組みを適切にステークホルダーに開示していることが認められ、経済産業省が定めるDX認定制度に基づく「DX認定取得事業者」の認定を取得いたしました。

以上の結果、当事業年度の成果は、次のとおりになりました。

（口座）

口座数は862万口座（期首比30万口座増）になり、うちイオンカードセレクトの口座数は636万口座（同15万口座増）になりました。また、投資信託の口座数は35万口座（同３万口座増）、投信自動積立の約定件数は38万４千件（前期比154.92%）になりました。

（クレジットカード）

クレジットカード会員数は3,158万会員（期首比67万会員増）になりました。

（預金）

普通預金、定期預金、外貨預金等を合わせた預金の残高は、４兆6,231億68百万円（期首比2,301億85百万円増）、うち外貨預金の残高は502億62百万円（期首比109億68百万円減）になりました。また、外貨普通預金積立の利用者数は11万３千人（期首比９千人増）になりました。

（投資信託）

投資信託の残高は2,654億円（期首比133.39%）になりました。

（貸出金）

住宅ローン、キャッシングやカードローン等を合わせた貸出金の残高は、２兆8,728億33百万円（期首比3,891億99百万円増）になりました。また、住宅ローンの新規貸出件数は２万１千件（前期比122.47%）、新規貸出額は4,960億56百万円（同120.97%）になりました。

（有価証券）

有価証券の残高は5,847億35百万円（期首比1,506億10百万円増）になりました。

（総資産）

総資産の残高は５兆4,875億67百万円（期首比5,127億6百万円増）になりました。

（損益）

損益につきましては、経常収益1,558億67百万円（前期比63億92百万円増）、経常利益122億90百万円（同24億63百万円増）、当期純利益85億35百万円（同18億97百万円増）になりました。

二. 当社の対処すべき課題

2021年度から2025年度までを対象期間とする中期経営計画において、以下を基本戦略として取り組んでいます。

① 圧倒的な顧客基盤の確立

イオンカードセレクトの利用特典の拡充により、クレジットカード会員におけるイオンカードセレクト会員の比率を高め、新規口座の拡大に加え、お買い物に利用いただく「生活口座」としての利用を促進してまいります。加えて、イオングループ従業員の更なる利用拡大を図るため、職域営業にも注力します。

また、デジタル化を背景とした軽量店舗への取り組みをはじめ、イオン生活圏におけるお客さまへの金融相談サービス提供を拡大するために、オンライン相談サービスやテレビ相談・手続き窓口を活用し、効率的な店舗運営、出店の強化に引き続き取り組みます。

② 効率的な商品提供

資産形成層をターゲットにしたエントリー商品の充実を図り、デジタル技術を活用して一人ひとりのお客さまに合わせた最適な金融商品の提案を実現することで、長期的な資産形成のパートナーになることを目指します。加えて、コンサルティング、契約手続き、アフターフォローまでの全ての営業活動をシンプル化・デジタル化することにより、業務効率化に取り組みます。

③ コストコントロール

デジタル化による業務プロセス改革の推進、複数のスポーク店舗をハブ店舗が束ねてユニットを形成し、ユニット内の効率的な連携を目的とする「ハブ＆スポーク体制」による人員配置の見直し、店舗形態の多様化・オペレーション改革による業務のスリム化、ATMなどのインフラの最適化により、固定費削減と変動費効率化に取り組みます。

④ 新たな事業分野への進出

事業構造を転換するため、サプライチェーンファイナンスの構築、アパートローン事業の拡大、クラウドファンディングの手法を活用したグループ向けファンドの組成など、新たな取り組みを計画しております。

⑤ デジタル、AI、セキュリティ基盤の強化

①～④の基本戦略を支える柱として、軽量店舗への取り組み・オンライン取引UIの利便性向上、コールセンターのデジタル化などを推進しCX向上を図るとともに、DX実現のためグループ各社とのデータ連携を深化させ、デジタル基盤の強化に取り組みます。

「ロ.」で述べた金融経済環境のなか、当社は、2025年度までの中期経営計画で掲げた各戦略に基づく個別施策の実行、および計画達成によるサービス向上と収益拡大に取り組み、お客さまの生活様式や価値観の変化にも迅速に対応できるよう、有人店舗等“リアルチャネル”と、先進技術を導入した“オンラインチャネル”をシームレスにつなげることでOMOバンクを実現し、更なるお客さま体験価値向上に取り組んでまいります。これからも、お客さま第一を体現する「生活に欠かせない銀行」になることを目指すとともに、イオンフィナンシャルサービスグループ一体となってOur Purpose「金融をもっと近くに。一人ひとりに向き合い、まいにちのくらしを安心とよろこびで彩る。」を実現してまいります。また、日々変化する社会環境やお客さまへの行動の変化にも対応するため、新たな中期経営計画を策定し、当社のありたい姿を目指します。

### ⑵ 財産および損益の状況

（単位：百万円）

| | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 4,016,827 | 4,203,381 | 4,392,982 | 4,623,168 |
| 定期性預金 | 654,437 | 595,629 | 548,512 | 597,296 |
| その他 | 3,362,389 | 3,607,751 | 3,844,470 | 4,025,871 |
| 貸出金 | 2,402,645 | 2,470,614 | 2,483,633 | 2,872,833 |
| 個人向け | 2,047,639 | 2,181,256 | 2,226,923 | 2,560,139 |
| 中小企業向け | 267,966 | 222,214 | 201,949 | 266,682 |
| その他 | 87,040 | 67,144 | 54,760 | 46,011 |
| 商品有価証券 | ― | ― | ― | ― |
| 有価証券 | 482,465 | 477,942 | 434,125 | 584,735 |
| 国債 | 25,858 | 76,596 | 84,642 | 161,285 |
| その他 | 456,606 | 401,345 | 349,483 | 423,449 |
| 総資産 | 4,597,837 | 4,775,374 | 4,974,861 | 5,487,567 |
| 内国為替取扱高 | 55,659,115 | 61,020,383 | 60,334,192 | 67,237,599 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル ― | 百万ドル ― | 百万ドル ― | 百万ドル ― |
| 経常利益 | 8,005 | 12,098 | 9,827 | 12,290 |
| 当期純利益 | 4,392 | 8,367 | 6,638 | 8,535 |
| １株当たり当期純利益 | 円 銭 1,756 95 | 円 銭 3,346 89 | 円 銭 2,655 34 | 円 銭 3,414 32 |

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ⑶ 使用人の状況

使用人の状況

| | 当年度末 |
|---|---|
| 使用人数 | 2,544 人 |
| 平均年齢 | 44 歳0か月 |
| 平均勤続年数 | ６年９か月 |
| 平均給与月額 | 415 千円 |

（注）１．使用人数は、執行役員および受入出向者を含み、在籍出向者、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。

２．平均給与月額は、賞与を除く当年度中の平均給与月額であります。

３．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

### ⑷ 営業所等の状況

イ．銀行業

① 営業所数の推移

| | 当年度末 |
|---|---|
| | 店 |
| 本支店 | 25 |
| 営業所 | 159 |
| 北海道・東北 | 16 |
| 関東・甲信越 | 65 |
| 北陸・東海 | 32 |
| 近畿 | 25 |
| 中国・四国 | 8 |
| 九州・沖縄 | 13 |
| 合計 | 184 |

（注）1．本支店のうち、本店を除く24店はバーチャル支店であります。
2．営業所の内訳は、リテール営業拠点146か所、投資信託販売における内部管理責任者集約拠点８か所、住宅ローン営業部３か所および法人営業部２か所であります。
3．上記のほか、ATMを6,788台（前年度末6,493台）設置しております。

② 当年度新設営業所

| 営業所名 | 所在地 |
|---|---|
| ジ アウトレット湘南平塚店 | 神奈川県平塚市大神八丁目１番１号 |

③ 銀行代理業者の一覧

| 氏名または名称 | 主たる営業所または事務所の所在地 | 銀行代理業以外の主要業務 |
|---|---|---|
| イオンフィナンシャルサービス株式会社 | 東京都千代田区神田錦町３丁目22番地 | プロセッシング業務、信用保証業務 |

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

イオンクレジットサービス株式会社は、2023年６月１日をもって、イオンフィナンシャルサービス株式会社に吸収合併されております。

### ⑸ 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

| | |
|---|---|
| 設備投資の総額 | 4,556 |

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

該当事項はありません。

### ⑹ 重要な親会社および子会社等の状況

イ．親会社の状況

| 会　社　名 | 所在地 | 主　　要<br>業務内容 | 資本金 | 親 会 社 が<br>有する当社の<br>議 決 権 比 率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 百万円 | % | |
| ＡＦＳコーポレーション株式会社 | 東京都<br>千代田区 | 銀行持株会社 | 2,000 | 100.00 | ― |

（注）１．資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．子会社の状況

連結対象の子会社はありません。

### ⑺ 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

### ⑻ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2．会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状況

（年度末現在）

| 氏　　名 | 地 位 および 担 当 | 重　要　な　兼　職 | その他 |
|---|---|---|---|
| 白川　俊介 | 取締役会長 | イオンフィナンシャルサービス株式会社<br>取締役会長<br>ＡＦＳコーポレーション株式会社<br>取締役<br>AEON BANK (M) BERHAD<br>取締役 | |
| 小林　裕明 | 代表取締役社長 | ＡＦＳコーポレーション株式会社<br>代表取締役社長 | |
| 冨永　廣規 | 取締役 兼 副社長執行役員<br>営業担当 | ＡＦＳコーポレーション株式会社<br>取締役<br>イオン住宅ローンサービス株式会社<br>取締役 | |
| 田中　悟司 | 取締役 兼 常務執行役員<br>経営企画・審査・事務担当 兼 経営企画本部長 兼 審査本部長 | ＡＦＳコーポレーション株式会社<br>取締役 | |
| 遠藤　千春 | 取締役 兼 執行役員<br>決済本部長 兼 無担保ローン本部長 兼 コンタクトセンター本部長 | | |
| 穴田　将人 | 取締役 兼 執行役員<br>リスク管理本部長 | ＡＦＳコーポレーション株式会社<br>取締役 | |
| 藤田　健二 | 取締役 | イオンフィナンシャルサービス株式会社<br>代表取締役社長 | |
| 山下　　泉 | 取締役（社外役員） | 住友林業株式会社<br>社外取締役<br>一般社団法人ビッグデータマーケティング教育推進協会<br>代表理事 | |
| 土地　順子 | 取締役（社外役員） | DOCHI 法律事務所<br>代表弁護士<br>コムチュア株式会社<br>社外取締役<br>AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO., LTD.<br>社外取締役 | 弁護士 |
| 藤井　健司 | 取締役（社外役員） | グローバルリスクアンドガバナンス合同会社<br>代表社員<br>株式会社 SMBC 信託銀行<br>社外監査役 | |
| 蓮川　昌博 | 監査役（社外役員） | イオン住宅ローンサービス株式会社<br>社外監査役 | |
| 杉本　茂次 | 監査役（社外役員） | 株式会社イオンファンタジー<br>社外監査役<br>日鉄物産株式会社<br>社外監査役<br>大阪製鐵株式会社<br>社外監査役 | 公認会計士 |
| 渡部　まき | 監査役 | イオンフィナンシャルサービス株式会社<br>社外監査役<br>ＡＦＳコーポレーション株式会社<br>監査役 | |

＜ご参考＞

当社は、執行役員制度を採用しており、取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

（年度末現在）

| 地　位 | 氏　　名 | 担　当 |
|---|---|---|
| 執行役員 | 和田　　清 | 人事総務本部長 |
| 執行役員 | 齋藤　友泰 | システム本部長 |
| 執行役員 | 奥　　雅代 | 事務本部長 |
| 執行役員 | 比企　秀一 | 監査本部長 |
| 執行役員 | 橋部　智之 | 営業企画本部長 |
| 執行役員 | 杉原　直美 | 資産運用本部長 兼 人事総務本部 副本部長 |
| 執行役員 | 尾﨑　一雄 | 法人営業本部長 |
| 執行役員 | 成澤　　剛 | リテール営業本部長 |

### ⑵ 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

| 区　　分 | 支給人数 | 報　酬　等　の　総　額 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | １３人 | １５２（うち報酬以外の金額 ７） |
| 監　査　役 | ５人 | ２１（うち報酬以外の金額 １） |
| 計 | １８人 | １７３（うち報酬以外の金額 ８） |

（注）１．取締役および監査役の報酬限度額は、2007年10月５日開催の臨時株主総会において、取締役については年額300百万円以内、監査役については年額50百万円以内と定める旨を決議しております。

２．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

３．報酬以外の金額は、退職前払金となります。

### ⑶ 責任限定契約

| 氏　　名 | 責　任　限　定　契　約　の　内　容　の　概　要 |
|---|---|
| 山下　　泉 | 当社は、左記社外役員各氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第425条第１項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。 |
| 土地　順子 | |
| 藤井　健司 | |
| 蓮川　昌博 | |
| 杉本　茂次 | |

### ⑷ 補償契約

**イ．在任中の会社役員との間の補償契約**

該当事項はありません。

**ロ．補償契約の履行等に関する事項**

該当事項はありません。

### ⑸ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社親会社であるイオンフィナンシャルサービス株式会社は、当社の取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。

## 3．社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏　　名 | 兼　職　そ　の　他　の　状　況 |
|---|---|
| 山下　　泉 | 住友林業株式会社　社外取締役<br>一般社団法人ビッグデータマーケティング教育推進協会　代表理事 |
| 土地　順子 | 弁護士（DOCHI 法律事務所）<br>コムチュア株式会社 社外取締役<br>AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO., LTD.　社外取締役 |
| 藤井　健司 | グローバルリスクアンドガバナンス合同会社　代表社員<br>株式会社 SMBC 信託銀行　社外監査役 |
| 蓮川　昌博 | イオン住宅ローンサービス株式会社　社外監査役 |
| 杉本　茂次 | 株式会社イオンファンタジー　社外監査役<br>日鉄物産株式会社　社外監査役<br>大阪製鐵株式会社　社外監査役 |

（注）1．AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO., LTD.は、当社の親会社であるイオンフィナンシャルサービス株式会社の子会社であります。

2．イオン住宅ローンサービス株式会社は、当社の関連会社であり、当社から同社に対する融資取引があります。

3．株式会社イオンファンタジーは、イオンフィナンシャルサービス株式会社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。

### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏　　名 | 在任期間 | 取締役会および監査役会への出席状況 | 取締役会および監査役会における発言その他の活動状況 | 果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|---|---|
| 山下　　泉 | 8年<br>9か月 | 取締役会 17 回中 17 回 | 取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、監督機能の強化および意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 | 金融機関の経営者としての経験を踏まえ、取締役会において多角的視点をもって積極的に意見を述べており、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 土地　順子 | 3年<br>9か月 | 取締役会 17 回中 16 回 | 取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、監督機能の強化および意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 | 弁護士としての経験をもとに、取締役会において客観的・専門的視点から積極的に意見を述べるなど、監督機能の強化および意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 藤井　健司 | 9か月 | 取締役会 14 回中 14 回 | 取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、監督機能の強化および意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 | 金融機関の経営者としての経験を踏まえ、取締役会において多角的視点をもって積極的に意見を述べており、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 蓮川　昌博 | 9か月 | 取締役会 14 回中 14 回<br>監査役会 15 回中 15 回 | 取締役会および監査役会において、監督機能の強化および自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 | 大手金融機関や大手信販会社における豊富な経験を踏まえ、常勤監査役として会議体へのオブザーバー参加をはじめとして、当社業務全般に対して監査を行っております。また、監査役会の審議内容を定期的に取締役会に報告、提言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 杉本　茂次 | 7年<br>9か月 | 取締役会 17 回中 17 回<br>監査役会 20 回中 20 回 | 取締役会および監査役会において、監督機能の強化および自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 | 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

**⑶ 社外役員に対する報酬等**

（単位：百万円）

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等の合計 | 7人 | 39<br>（うち報酬以外の金額1） | 11 |

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。なお、支給人数などについては、今期中に退任した社外役員２人を含んでおります。

**⑷ 社外役員の意見**

該当事項はありません。

## 4．株式に関する事項

**⑴ 株式数**

| | |
|---|---|
| 発行可能株式総数 | 10,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 2,500千株 |

**⑵ 当年度末株主数**　1名

**⑶ 大株主**

| 株主の氏名または名称 | 当社への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| ＡＦＳコーポレーション株式会社 | 千株<br>2,500 | %<br>100.00 |

**⑷ 役員保有株式**

該当事項はありません。

**⑸ その他株式に関する重要な事項**

当社の株式には譲渡制限が付されております。

## 5．当社の新株予約権等に関する事項

### ⑴ 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

### ⑵ 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

## 6．会計監査人に関する事項

### ⑴ 会計監査人の状況

（単位：百万円）

| 氏　名　または　名　称 | 当該事業年度に係る報酬等 | そ　の　他 |
|---|---|---|
| 有限責任監査法人トーマツ<br>指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山﨑　健介<br>指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石坂　武嗣 | 116 | ― |

（注）１．当社および子会社が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は116百万円であります。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と親会社への決算報告パッケージに対する手続の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

３．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ⑵ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告、聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、ならびに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

### ⑶ 責任限定契約

該当事項はありません。

### ⑷ 補償契約

該当事項はありません。

### ⑸ 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等に問題があり、監査の遂行に支障があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

ロ．会社法第444条第３項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。）または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社および子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

## 7．財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8．業務の適正を確保する体制

2008年１月31日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しております（最終改正：2023年９月27日）。その内容および運用状況の概要は次のとおりであります。なお、同体制の実効性については毎期取締役会にて評価および確認を行っております。

**(1) 業務の適正を確保するための体制の内容の概要**

イ．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 「全国銀行協会　行動憲章」および「イオンの基本理念」を踏まえ、「コンプライアンス方針」を定め当社の法令遵守に対する姿勢を明確にするとともに、コンプライアンス関連の各規程を整備し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、当社のコンプライアンス体制の推進のための組織として、当社のコンプライアンスに関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括管理者」、およびコンプライアンス態勢の整備・確立のための委員会としてリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

② コンプライアンス体制の実効化の方策として、毎半期の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これを周知徹底する。また、役職員等に対し配属前にコンプライアンス研修を実施し、配属後は各リテール営業拠点および法人営業拠点を対象に臨店指導を行い、コンプライアンス意識の更なる向上を目指す。

③ コンプライアンス実践のモニタリングとして、コンプライアンスに係る状況・活動を定期的にリスク・コンプライアンス委員会および取締役会に報告し分析/評価を行う。その結果は必要に応じて評価等に反映させ、また、結果に基づいてコンプライアンス状況の改善を実施する。

④ 法令等疑義ある行為等について役職員等が直接情報提供を行う手段として、イオン株式会社の設置・運営するイオンコンプライアンスホットライン、イオンフィナンシャルサービス株式会社の設置・運営するイオンフィナンシャルサービスコンプライアンスホットラインに加え、当社の設置・運営するコンプライアンス・ホットラインを活用し、同制度につき役職員等に対して周知する。また内部通報事案のうち、法令に抵触もしくは抵触するおそれのある事案と認識した際は、即時に親会社であるＡＦＳコーポレーション株式会社へ報告し、同社の指示により調査・監査を行う。通報内容は法令・行内規程に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取り扱いを行わない。

⑤ 市民生活に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、関係を遮断する。また、金融機関を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に向け、管理態勢を整備する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会をはじめとする主要な会議体の報告事項・決議事項については各々議事録を作成保管し、職務執行の記録とする。また、個別取締役、執行役員の決裁については当社の稟議制度に則り、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。これら職務執行に係る情報は「機密情報管理規程」等に従い保存管理を行う。

当社は「プライバシーポリシー」、「機密情報管理規程」等に基づき、顧客情報保護の徹底を図る。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理の基本的な方針として「リスク管理基本規程」を定めるとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置して、リスク管理全般に関する事項について総合的な検討、審議を行い、必要な事項について取締役会へ付議し、取締役会の委嘱の範囲内で必要な決定を行う。また、リスクカテゴリー毎にリスク管理所管部を設置し、担当するリスクカテゴリーについて管理を行うとともに、これらの分野別リスク管理を統括するリスク管理部を設置し、全社的な統合的リスク管理を推進する。

② 自己資本管理体制の確立のため「自己資本管理方針」を定め、適切な自己資本および自己資本比率の確保を行う。

③ 「経営危機対策規程」を定め、災害等の危機管理について適切な体制整備を行い、災害やシステム障害等への迅速な対応およびリスク軽減措置等により業務の早期回復が図れる態勢とする。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、役職員等が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために経営計画の策定や経営資源の配分を適切に行うものとする。その上で、親会社であるＡＦＳコーポレーション株式会社の規程に準じた「職務分掌規程」、「決裁権限規程」や「組織規程」等に定める権限分配、ならびに「取締役会規程」や「経営会議規程」等の各重要会議規程・手続等に定める意思決定ルールに従い、効率的に職務を遂行する体制とする。

② 業容および組織規模の拡大により業務執行の効率性を損なわないよう経営計画や資源配分、および権限分配や意思決定ルールのあり方を適宜見直すものとする。

ホ．当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の内部統制を構築するとともに、イオングループおよび銀行持株会社グループ（以下、あわせて「グループ」という。）の内部統制との整合性を図り、グループ全体として業務の適正性を確保できるよう内部統制を構築する。

② グループ全体としての業務の適正性を確保するため、当社の経営管理上および内部統制上の重要な事項については、当社の各委員会および会議体での報告、承認を経て、速やかに親会社であるＡＦＳコーポレーション株式会社に報告する体制とする。

③ 当社の子会社および関連会社（以下、「子会社等」という。）に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社等を指導・育成することを目的として、当社にて「関連会社管理規程」を定め、同規程に基づき子会社等の適正な管理を行う。当社は、子会社等から経営管理上および内部統制上の重要な事項については、当社の取締役会への承認、報告を求め、子会社等の業務の適正を確保するとともに、当社は、当社の「内部監査規程」に基づき、子会社等と契約し定期または臨時に監査を実施するものとする。

④ 銀行の公共性から設立母体からの独立性の要請があることにかんがみ、グループ各社または子会社等との利益が実質的に相反するおそれのあるグループ各社または子会社等との取引その他の施策を実施するに当たっては、その決定の客観的公正性を担保するために、当業界における一般的な取引水準と比較を行った上で決定するなど、グループの事業リスクの遮断を図るとともに、グループ各社とその取引先等との取引の適切性を確保するものとする。

⑤ 当社の定める「関連会社管理規程」に基づき、子会社等の営業状況・財務状況その他の重要な情報について、当社へ定期的に報告を求め、当社が必要と認めた場合には子会社等に対し管理指導を行う。

⑥ 子会社等においてリスクが現実化した場合、子会社等から子会社等の主管部署である経営企画部に連絡することとし、当社内のリスク主管部署とともに適切な対応を図る態勢とする。

⑦ 子会社等においても業容および組織規模の拡大により業務執行の効率性を損なわないよう経営計画や資源配分、および権限分配や意思決定ルールのあり方を適宜見直すものとする。

⑧ 「イオンの基本理念」「ＡＦＳコーポレーションコンプライアンス・マニュアル」を踏まえ、コンプライアンス関連の各規程を整備し、コンプライアンス態勢の推進およびコンプライアンス意識の更なる向上を図る。

⑨ グループ各社との間の取引は利益の相反するおそれがあることから、これらの取引を行うに際しては当該取引等の必要性およびその条件が著しく不当でないことを取締役会等において慎重に審議し意思決定を行う。

ヘ．監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 取締役会は、監査役または監査役会からの求めに応じ補助すべき使用人または監査部に必要な内部監査または調査を実施させる。

② 当該監査または調査業務に従事する使用人および監査部の人事異動、懲戒処分等については、当該監査または調査業務に関する限り、監査役または監査役会と協議するものとする。また、監査役または監査役会の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役または監査役会の指揮命令系統に従わなければならない。

ト．監査を支える体制等の整備に関する事項

① 当社および子会社等の役職員等が監査役または監査役会へ報告したことを理由に当該役職員等が不利な取り扱いを受けることを禁止する。

② 監査役または監査役会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、必要な予算措置を行う。

チ．役職員等が監査役会に報告をするための体制および監査役への報告に関する体制

① 当社および子会社等の役職員等が、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社およびイオンに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。また、監査役または監査役会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

② 取締役会は上記報告体制が有効に機能していることを定期的に検証し、適切に機能していない場合には速やかにその旨を報告し是正するものとする。

リ．その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役等は監査役との会合を定例的に設けるとともに随時機会を設定し、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査役からの要請がある場合には、是正等の対応を行うものとする。

**⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

イ．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

当社は、定例取締役会を 16 回、臨時取締役会を１回開催いたしました。経営の基本方針のほか、経営およびコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。

また、コンプライアンス体制の構築および見直しならびにコンプライアンス違反事案および内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議などを行うリスク・コンプライアンス委員会を 36 回開催し、定期的にその内容を取締役会に報告いたしました。さらに、役職員等に対するコンプライアンスに関する意識向上のため毎半期にコンプライアンス・プログラムを定め、研修等を実施するとともに、コンプライアンス部門は当該プログラムの実施状況をモニタリングし、リスク・コンプライアンス委員会に報告しております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「機密情報管理規程」等の社内規程を整備し、適切に保存管理することで機密情報の漏えいを防止するとともに、「プライバシーポリシー」等に基づき、顧客情報の保護に努めました。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本規程」を定め、事務事故、システム障害、コンプライアンス問題等への対応状況や再発防止策の実施状況の管理をするとともに、過去の事故等を業務別・プロセス別に分析し、リスク・コンプライアンス委員会へ報告するなど統合的リスク管理を推進いたしました。

また、リスク・コンプライアンス委員会およびALM委員会において、保有債券の評価や住宅ローン債権証券化の実施など、自己資本・自己資本比率に影響のある案件について確認し、慎重に検討を行いました。

経営危機への対応につきましては、システム障害、自然災害等により生じる損害の拡大を抑え、最小に止めるために「経営危機対策規程」、「業務継続計画手続」等の社内規程を整備しております。

また、経営危機対応の実効性を高めるため、年間の訓練計画を策定し、計画に沿って訓練を実施いたしました。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員を置くとともに、「職務分掌規程」、「決裁権限規程」や「組織規程」等に基づき、分担して職務を執行する体制としております。

また、2023年5月、2023年6月、2023年10月、2024年3月に組織改定による体制の見直しを実施いたしました。

ホ．当社グループにおける業務の適正化

当社子会社等の経営管理を適切に行うため、「関連会社管理規程」に基づき、子会社等からの報告、事前承認を行いました。また、子会社等の施策や数値の進捗状況等を毎月取締役会に報告いたしました。

ヘ．監査を支える体制等の整備および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

監査役の業務を補助する専任の使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役会事務局をはじめとする監査役の業務の補助を行っております。また、常勤監査役は全ての取締役会に出席するとともに、経営会議や各委員会等の重要な会議に参加し、監査の実効性を高めています。

また、毎月開催される監査役会において、内部監査部門より内部監査の実施状況等について報告を受け、意見・情報交換を行うとともに最低年１回取締役、執行役員との意見・情報交換の機会を設けております。さらに、監査計画策定時には監査に必要な経費予算の確保も行っております。

## 9．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10．親会社等との間の取引に関する事項

**⑴ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項**

当社は、親会社等との間でブランドロイヤリティ等に関する取引を実施しておりますが、当社の経営の独立性やグループ取引の適切性を確保するために、グループ取引管理委員会を設置し、グループ取引のうち取引の種類、内容、規模および量等に照らして重要な取引の適切性を検証しております。

また、取締役会においても、当該取引に関する議案の審議および決議において、取引の重要性等に留意した上で親会社等との利害関係のない取締役による議論、ならびに監査役等からの適切な意見などを踏まえ、当該取引が当社の利益を害さないものであることを判断しております。

**⑵ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由**

親会社等との利害関係のない取締役による多面的な議論、ならびに監査役等からの適切な意見などを踏まえ、当該取引が当社の利益を害さないものであることを判断しております。

**⑶ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見**

該当事項はありません。

## 11．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12．その他

会社法第459条第１項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、リスクおよび自己資本比率規制に柔軟に対応できる自己資本を確保しつつ業績を向上させ、安定的・持続的に配当を行うことを基本方針としており、定款第44条に、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。

## 計　算　書　類

貸借対照表

（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 614,743 | 預金 | 4,623,168 |
| 現金 | 273,907 | 普通預金 | 3,971,441 |
| 預け金 | 340,836 | 定期預金 | 597,296 |
| コールローン | 1,267 | その他の預金 | 54,430 |
| 買入金銭債権 | 59,338 | 借用金 | 207,099 |
| 金銭の信託 | 86,779 | 借入金 | 207,099 |
| 有価証券 | 584,735 | 外国為替 | 19 |
| 国債 | 161,285 | 未払外国為替 | 19 |
| 社債 | 58,358 | その他負債 | 355,554 |
| 株式 | 4,932 | 未払法人税等 | 3,312 |
| その他の証券 | 360,158 | 未払費用 | 3,244 |
| 貸出金 | 2,872,833 | 前受収益 | 3,143 |
| 証書貸付 | 2,428,331 | 金融派生商品 | 0 |
| 当座貸越 | 444,501 | リース債務 | 7,036 |
| 外国為替 | 8,015 | 資産除去債務 | 1,344 |
| 外国他店預け | 8,015 | 未払金 | 294,024 |
| 割賦売掛金 | 1,047,074 | その他の負債 | 43,448 |
| その他資産 | 194,348 | 賞与引当金 | 1,150 |
| 前渡金 | 27,700 | 役員業績報酬引当金 | 68 |
| 前払費用 | 931 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 60 |
| 未収収益 | 19,477 | ポイント引当金 | 627 |
| 金融派生商品 | 0 | その他の引当金 | 304 |
| 未収金 | 82,441 | 支払承諾 | 7,452 |
| 中央清算機関差入証拠金 | 49,000 | 負債の部合計 | 5,195,507 |
| その他の資産 | 14,797 | （純資産の部） | |
| 有形固定資産 | 10,370 | 資本金 | 51,250 |
| 建物 | 2,274 | 資本剰余金 | 201,534 |
| リース資産 | 6,183 | 資本準備金 | 48,750 |
| 建設仮勘定 | 50 | その他資本剰余金 | 152,784 |
| その他の有形固定資産 | 1,861 | 利益剰余金 | 63,117 |
| 無形固定資産 | 3,238 | 利益準備金 | 820 |
| ソフトウェア | 2,047 | その他利益剰余金 | 62,297 |
| のれん | 150 | 繰越利益剰余金 | 62,297 |
| その他の無形固定資産 | 1,041 | 株主資本合計 | 315,901 |
| 繰延税金資産 | 270 | その他有価証券評価差額金 | △23,841 |
| 支払承諾見返 | 7,452 | 評価・換算差額等合計 | △23,841 |
| 貸倒引当金 | △2,900 | 純資産の部合計 | 292,060 |
| 資産の部合計 | 5,487,567 | 負債及び純資産の部合計 | 5,487,567 |

損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 経常収益 | | 155,867 |
| 資金運用収益 | 87,166 | |
| 貸出金利息 | 82,135 | |
| 有価証券利息配当金 | 4,252 | |
| コールローン利息 | 294 | |
| 預け金利息 | 295 | |
| その他の受入利息 | 188 | |
| 役務取引等収益 | 46,471 | |
| 受入為替手数料 | 1,216 | |
| その他の役務収益 | 45,255 | |
| その他業務収益 | 15,286 | |
| 外国為替売買益 | 183 | |
| 国債等債券売却益 | 151 | |
| その他の業務収益 | 14,952 | |
| その他経常収益 | 6,942 | |
| 株式等売却益 | 1,562 | |
| 金銭の信託運用益 | 759 | |
| その他の経常収益 | 4,620 | |
| 経常費用 | | 143,577 |
| 資金調達費用 | 3,305 | |
| 預金利息 | 3,118 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 8 | |
| 借用金利息 | 1 | |
| その他の支払利息 | 177 | |
| 役務取引等費用 | 75,750 | |
| 支払為替手数料 | 734 | |
| その他の役務費用 | 75,016 | |
| その他業務費用 | 885 | |
| 国債等債券売却損 | 208 | |
| その他の業務費用 | 677 | |
| 営業経費 | 62,073 | |
| その他経常費用 | 1,561 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 17 | |
| 貸出金償却 | 0 | |
| その他の経常費用 | 1,543 | |
| 経常利益 | | 12,290 |
| 特別損失 | | 322 |
| 固定資産処分損 | 231 | |
| システム移行関連費 | 90 | |
| 税引前当期純利益 | | 11,967 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,010 | |
| 法人税等調整額 | 422 | |
| 法人税等合計 | | 3,432 |
| 当期純利益 | | 8,535 |

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 51,250 | 48,750 | 152,784 | 201,534 | 820 | 53,762 | 54,582 | 307,366 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 8,535 | 8,535 | 8,535 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | 8,535 | 8,535 | 8,535 |
| 当期末残高 | 51,250 | 48,750 | 152,784 | 201,534 | 820 | 62,297 | 63,117 | 315,901 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △25,512 | △25,512 | 281,853 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 8,535 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,671 | 1,671 | 1,671 |
| 当期変動額合計 | 1,671 | 1,671 | 10,206 |
| 当期末残高 | △23,841 | △23,841 | 292,060 |

**個別注記表**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

ただし、投資事業有限責任組合等への出資金については、主として、組合の直近の事業年度の財務諸表および事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合の純資産および純損益を当社の出資持分割合に応じて、持分および損益を計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

２．金銭の信託の評価基準および評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当社が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

３． デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　２年～20年

その他　　２年～20年

（２）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（１～５年）に基づいて償却しております。のれんについては、発生日以後、投資効果の発現する期間（10 年）で均等償却しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

５．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　令和４年４月14日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、主として今後１年間の予想損失額または今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

（２）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）役員業績報酬引当金

役員業績報酬引当金は、役員に対する業績報酬に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

（４）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（５）ポイント引当金

ポイント引当金は、過去の一定期間における付与ポイントに対する応募実績率に基づき、今後の予想応募額を見込んで計上しております。

（６）その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。

７．収益の計上基準

（１）顧客との契約により生じる収益

① 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務、電子マネー業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスを顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

② 当社が運営するポイント制度に係る会計処理

当社が運営するポイント制度に基づき、顧客に付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。また、当該ポイントの使用時に履行義務が充足されたと考えられるため、当該時点において収益を認識しております。

③ 他社が発行するポイント制度に係る会計処理

他社が運営するポイント制度に基づき、顧客に付与するポイントについて、当社が当該他社に支払うポイント相当額を第三者のために回収する額として、役務取引等収益から控除しております。

（２）包括信用購入あっせん収益（顧客手数料）

残債方式による期日到来基準に基づき計上しております。

（３）クレジット事業における貸出金利息

残債方式による発生主義に基づき計上しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

（１）当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金　2,900百万円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、（重要な会計方針）「６．引当金の計上基準」「（１）貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

**注記事項**

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式総額　4,513百万円

２.銀行法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払いの全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）であります。

| | |
|---|---|
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額 | 1,402百万円 |
| 危険債権額 | 5,284百万円 |
| 要管理債権額 | 3,283百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 45百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 3,238百万円 |
| 小計額 | 9,970百万円 |
| 正常債権額 | 2,888,967百万円 |
| 合計額 | 2,898,938百万円 |

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権ならびに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

３．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　221,039百万円

担保資産に対応する債務

借用金　206,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金15百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金2,690百万円が含まれております。

４．貸出コミットメント契約

（１）当社は銀行業務を行っており、当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約を締結しております。当該契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がないかぎり、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、225,055百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）が207,457百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的にあらかじめ定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

（２）当社は、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。

当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 貸出コミットメント総額 | 8,405,308百万円 |
| 貸出実行額 | 377,684百万円 |
| 差引：貸出未実行残高 | 8,027,623百万円 |

また、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

５．有形固定資産の減価償却累計額　25,557百万円

６．取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額　60百万円
７．取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債務総額　91百万円
８．関係会社に対する金銭債権総額　46,656 百万円
９．関係会社に対する金銭債務総額　362,304 百万円
10．銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第４項（資本金の額および準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金または利益準備金として計上しております。

（損益計算書関係）
１．関係会社との取引による収益

| | |
|---|---|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 438百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 7,298百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 4,691百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0 百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 55,018 百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 6,268 百万円 |

２．「その他の役務収益」には、包括信用購入あっせん収益 20,085 百万円を含んでおります。
３．「その他の役務費用」には、クレジット事業に係る委託手数料 4,806 百万円および支払保証料 53,821 百万円を含んでおります。

（株主資本等変動計算書関係）
１．発行済株式の種類および総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,500 | － | － | 2,500 | |
| 合　計 | 2,500 | － | － | 2,500 | |

２．配当に関する事項
該当はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１） 金融商品に対する取組方針

当社は主に全国のイオン、イオンモール等に展開しているインストアブランチを基盤に住宅ローン事業、クレジットカード事業、投資商品の仲介・販売、および事業者向け融資等の金融サービス事業を行っております。また、有価証券等の運用業務も行っております。

これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、顧客からの預金のほか、一部借用金や債権流動化によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため短期市場での資金運用および資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産および金融負債を有しているため、金利変動によるリスクを管理するために、当社では、資産および負債の総合的管理(ALM)を実施しております。

（２） 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として個人に対する住宅ローン、クレジットカード等の貸出金および割賦売掛金、事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。また、当社が保有している有価証券は、国債、社債、外国証券等です。これらは純投資目的で保有しており、それぞれ金利リスクおよび発行体と裏付資産に係る信用リスクを含む有価証券価格変動リスクからなる市場リスクに晒されております。

当社が保有する金融負債は、主として国内の顧客からの預金、金融機関等からの借用金であり、金利の変動リスクを有しております。また、一定の環境のもとで当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを有しております。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、持株親会社である AFS コーポレーション株式会社のリスク管理体制のもと、リスク管理を経営の最重要課題の１つと位置づけ、取締役会がリスク管理に係る最高決定機関として、定期的にリスク管理状況の報告を受け、基本的事項の決定を行う体制としております。さらに、リスク管理関係の諸規程を整備し、取締役会の決定した基本方針のもとで全社的なリスク管理を行うため、リスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、リスク管理の統括部署としてリスク管理部を置いています。これらのリスク管理体制は、その有効性、適切性を検証するために、被監査部門から独立した監査部署による内部監査を受ける体制としております。

① 信用リスクの管理

当社は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は審査部署が個別債務者ごとに新規与信実行時および実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。また、リスク量として、バリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で、保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「ＶａＲ」という。）を日々計測し、定期的にリスク・コンプライアンス委員会および取締役会に報告しております。

② 市場リスクの管理

当社は、市場リスク管理に係る体制としては、フロント、バック、ミドル各機能を各々独立した組織が担当し、業務上の相互牽制を確保しております。また、原則保有するすべての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にＶａＲを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、ＶａＲが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

（イ）金利リスクの管理

当社は、多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対応するとともに、銀行全体の収益力向上に資するべく、銀行勘定全体の金利リスク管理を行うことを基本方針としております。リスク管理部署においては、銀行勘定の金利リスク量について、ＶａＲおよびベーシス・ポイント・バリュー（たとえば金利が 10 ベーシス・ポイント（0.1%）変化したときの価値の変動）を日々計測して管理しております。このほかストレステストもあわせて実施しており、定期的にリスク・コンプライアンス委員会および取締役会に報告しております。

（ロ）有価証券価格変動リスクの管理

有価証券および買入金銭債権の保有については、「経営戦略、業務特性、事業規模等を踏まえた市場リスク管理を推進する」というリスク管理の基本方針に則り、リスク管理を行っております。有価証券価格変動リスクの計測は、ＶａＲによって行っており、リスク限度額に対するＶａＲの結果を日々モニタリングし、健全性の確保および収益の獲得の両立に努めております。また、有価証券の発行体等の信用

力の変化も価格変動に影響を与えることから、発行体等の業績モニタリング結果を定期的にリスク・コンプライアンス委員会および取締役会に報告しております。

（ハ）市場リスクの定量的情報等について

市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間 120 日、観測期間３年、信頼区間 99%値）によりＶａＲを計測しており、2024 年３月 31 日時点で、その金額は 22,170 百万円であります。計測結果については、バックテストにより、計測手法や管理方法の妥当性および有効性を定期的に検証し、市場リスク管理の実効性を確保するとともに、計測手法の高度化と精緻化を図っております。

ただし、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③　流動性リスクの管理

当社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率および資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部が日々モニタリングを行い、その結果を定期的にリスク・コンプライアンス委員会および取締役会に報告しております。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っております。

（４）　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年３月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません（(注１）参照）。また、現金預け金、コールローン、外国為替(資産・負債)および未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）買入金銭債権 | 59,338 | 59,338 | － |
| （２）金銭の信託 | 86,779 | 87,323 | 544 |
| （３）有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 31,883 | 32,017 | 133 |
| その他有価証券（※１） | 543,612 | 543,612 | － |
| （４）貸出金 | 2,872,833 | | |
| 貸倒引当金（※２） | △2,879 | | |
| | 2,869,953 | 2,897,080 | 27,126 |
| （５）割賦売掛金（※２） | 1,047,062 | 1,051,322 | 4,260 |
| 資産計 | 4,638,630 | 4,670,695 | 32,065 |
| （１）預金 | 4,623,168 | 4,622,613 | △554 |
| （２）借用金 | 207,099 | 200,980 | △6,119 |
| （３）リース債務 | 7,036 | 7,320 | 283 |
| 負債計 | 4,837,305 | 4,830,915 | △6,390 |
| デリバティブ取引（※３） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (0) | (0) | － |
| デリバティブ取引計 | (0) | (0) | － |

（※１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和３年６月 17 日）第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

なお、割賦売掛金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で表示しております。

（注１）市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式（※１） | 4,932 |
| 組合出資金（※２） | 4,307 |

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 令和２年３月 31 日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和３年６月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注２）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超３年以内 | ３年超５年以内 | ５年超７年以内 | ７年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預け金 | 340,836 | － | － | － | － | － |
| コールローン | 1,267 | － | － | － | － | － |
| 買入金銭債権 | 5,200 | － | 2,103 | － | － | 51,985 |
| 金銭の信託 | 9,763 | 17,083 | 14,135 | 11,857 | 13,655 | 20,274 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | － | － | 25,000 | － | － | 7,000 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 38,125 | 74,876 | 7,900 | 15,063 | 40,784 | 142,383 |
| 貸出金　（※） | 305,998 | 469,341 | 272,695 | 242,817 | 337,299 | 1,198,704 |
| 割賦売掛金 | 960,674 | 46,632 | 19,593 | 13,020 | 6,707 | 446 |
| 合計 | 1,661,865 | 607,933 | 341,428 | 282,758 | 398,447 | 1,420,795 |

（※）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 5,053 百万円、期間の定めのないもの 40,923 百万円は含めておりません。

（注３）借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超３年以内 | ３年超５年以内 | ５年超７年以内 | ７年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金（※） | 4,396,183 | 107,985 | 118,999 | － | － | － |
| 借用金 | 30,299 | － | 176,800 | － | － | － |
| リース債務 | 1,884 | 2,278 | 1,715 | 947 | 210 | － |
| 合計 | 4,428,368 | 110,264 | 297,514 | 947 | 210 | － |

（※）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：活発な市場における（無調整の）同一の金融資産または金融負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：金融資産または金融負債について直接または間接的に観察可能なインプットのうち、レベル１のインプット以外のインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：金融資産または金融負債に関する、観察できないインプットを、価格算定に重要な影響を与える程度に使用して算定した価格

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 買入金銭債権 | － | － | 59,338 | 59,338 |
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 国債・地方債等 | 154,402 | － | － | 154,402 |
| 社債 | － | 58,358 | － | 58,358 |
| その他 | 19,440 | 286,931 | 21,296 | 327,669 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | － | 0 | － | 0 |
| 資産計 | 173,843 | 345,291 | 80,635 | 599,769 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | － | 0 | － | 0 |
| 負債計 | － | 0 | － | 0 |

有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和３年６月 17 日）第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は 2,333 百万円であります。

第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

| 期首残高 | 当期の損益または評価･換算差額等 | | 購入、売却および償還の純額 | 投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額 | 投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額 | 期末残高 | 当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 損益に計上 | 評価･換算差額等に計上（※） | | | | | |
| 2,304 | － | 28 | － | － | － | 2,333 | － |

（※）貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 金銭の信託 | － | － | 87,323 | 87,323 |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 国債・地方債等 | 7,052 | － | － | 7,052 |
| その他 | － | － | 24,964 | 24,964 |
| その他有価証券 | | | | |
| その他 | － | 848 | － | 848 |
| 貸出金 | － | － | 2,897,080 | 2,897,080 |
| 割賦売掛金 | － | － | 1,051,322 | 1,051,322 |
| 資産計 | 7,052 | 848 | 4,060,691 | 4,068,592 |
| 預金 | － | 4,622,613 | － | 4,622,613 |
| 借用金 | － | 200,980 | － | 200,980 |
| リース債務 | － | 7,320 | － | 7,320 |
| 負債計 | － | 4,830,915 | － | 4,830,915 |

（注１）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

資　産

買入金銭債権

買入金銭債権は、割引現在価値技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能

なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、スプレッド、期限前償還率、倒産確率、回収率が含まれます。算定にあたり重要な観察ができないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しております。

金銭の信託

信託財産を構成している金銭債権の評価は、後述の「貸出金」と同様の方法により行っております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

活発な市場における相場価格を用いていない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、期限前償還率、スプレッド、倒産確率、回収率が含まれます。算定にあたり重要な観察ができないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

貸出金

① 銀行業に係る貸出金

貸出金については、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていないかぎり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。仕組貸出については、オプション価格モデル等を用いて、元利金の合計額を市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて、時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しております。

② クレジット事業に係る貸出金

営業債権の種類および期間に基づく区分ごとに、保証料率、期限前返済率、倒産確率、回収率を反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートで割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金は、営業債権の種類および期間に基づく区分ごとに、保証料率、期限前返済率、倒産確率、回収率を反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートで割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しております。

負　債

預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

リース債務

リース債務は、一定の期間ごとに区分した当該リース債務の元利金の合計額をリスクフリーレートに当社の信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。観察できないインプ

ットを用いていないまたはその影響が重要でないため、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。その評価技法で用いている主なインプットは、為替レートであります。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でないため、レベル２の時価に分類しております。

（注２）時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2024年３月31日）

| 区分 | 評価技法 | 重要な観察できないインプット | インプットの範囲 | インプットの加重平均 |
|---|---|---|---|---|
| 買入金銭債権 | 割引現在価値技法 | 倒産確率<br>期限前償還率<br>回収率<br>リスク・プレミアム | 0.03%－1.48%<br>2.58%－25.19%<br>70.00%－100.00%<br>△0.13%－0.56% | 1.15%<br>10.85%<br>77.51%<br>0.32% |
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| その他 | 割引現在価値技法 | 倒産確率<br>期限前償還率<br>回収率<br>リスク・プレミアム | 4.00%－4.00%<br>12.00%－12.00%<br>50.00%－50.00%<br>△0.10%－0.87% | 4.00%<br>12.00%<br>50.00%<br>△0.04% |

（２）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年３月31日）

（単位：百万円）

| | 期首残高 | 当期の損益または評価･換算差額等 | | 購入、売却、発行および決済の純額 | レベル３の時価への振替 | レベル３の時価からの振替 | 期末残高 | 当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産および金融負債の評価損益 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 損益に計上（※１） | 評価・換算差額等に計上（※２） | | | | | |
| 買入金銭債権 | 24,752 | 0 | 63 | 34,522 | － | － | 59,338 | － |
| 有価証券 | | | | | | | | |
| その他有価証券 | | | | | | | | |
| その他 | 22,094 | 44 | △34 | △806 | － | － | 21,296 | － |

（※１）主に損益計算書の「有価証券利息配当金」に含まれております。

（※２）貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（３）時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部門において時価の算定に関する方針および手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価およびレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

（４）重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権および有価証券の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率、期限前償還率、リスク・プレミアムであります。倒産確率、期限前償還率、リスク・プレミアムの著しい上昇（低下）は、それら単独では、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。回収率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることになります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、リスク・プレミアムに関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、期限前償還率および回収率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴います。

（有価証券関係）

貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

１．満期保有目的の債券（2024 年３月 31 日現在）

（単位：百万円）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 6,883 | 7,052 | 169 |
| | 小計 | 6,883 | 7,052 | 169 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 外国証券 | 25,000 | 24,964 | △35 |
| | 小計 | 25,000 | 24,964 | △35 |
| 合計 | | 31,883 | 32,017 | 133 |

２．子会社・子法人等株式および関連法人等株式（2024 年３月 31 日現在）

市場価格のあるものはありません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 関連法人等株式 | 4,513 |
| 合計 | 4,513 |

３．その他有価証券（2024 年３月 31 日現在）

（単位：百万円）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 債券 | 15,408 | 15,383 | 24 |
| | 国債 | 9,003 | 9,001 | 1 |
| | 社債 | 6,404 | 6,382 | 22 |
| | その他 | 237,727 | 232,120 | 5,607 |
| | 外国証券 | 49,399 | 49,081 | 317 |
| | その他 | 188,328 | 183,039 | 5,289 |
| | 小計 | 253,136 | 247,504 | 5,631 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 債券 | 197,353 | 209,158 | △11,805 |
| | 国債 | 145,399 | 154,454 | △9,055 |
| | 社債 | 51,954 | 54,704 | △2,750 |
| | その他 | 152,461 | 168,509 | △16,047 |
| | 外国証券 | 42,134 | 43,880 | △1,746 |
| | その他 | 110,327 | 124,628 | △14,301 |
| | 小計 | 349,815 | 377,668 | △27,853 |
| 合計 | | 602,951 | 625,172 | △22,221 |

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 非上場株式 | 419 |
| 組合出資金 | 4,307 |

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和３年６月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

４．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　2023 年４月１日　至　2024 年３月 31 日）

（単位：百万円）

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|---|
| 債券 | 57,611 | 123 | － |
| 国債 | 57,107 | 120 | － |
| 社債 | 503 | 3 | － |
| その他 | 47,452 | 1,590 | 208 |
| 合計 | 105,063 | 1,713 | 208 |

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|---|
| 運用目的の金銭の信託 | 86,779 | － |

（持分法損益等）

関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等

（１）関連会社に対する投資の金額　4,513百万円

（２）持分法を適用した場合の投資の金額　9,292百万円

（３）持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,148百万円

（税効果会計関係）

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 352百万円 |
| 未払事業税 | 318 |
| 貸倒引当金 | 372 |
| 貸出金 | 19 |
| 前受手数料 | 934 |
| ポイント引当金 | 192 |
| 有形固定資産 | 53 |
| 無形固定資産 | 376 |
| その他有価証券評価差額金 | 8,529 |
| 資産除去債務 | 411 |
| その他 | 888 |
| 繰延税金資産小計 | 12,447 |
| 評価性引当額 | △10,201 |
| 繰延税金資産合計 | 2,246 |
| 繰延税金負債 | |
| 有形固定資産 | 119 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,770 |
| その他 | 86 |
| 繰延税金負債合計 | 1,976 |
| 繰延税金資産の純額 | 270百万円 |

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

| 区分 | 当事業年度<br>（自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|
| 役務取引等収益 | 24,082 |
| 預金・貸出業務 | 2,209 |
| 為替業務 | 9,489 |
| 証券関連業務 | 876 |
| 代理業務 | 2,620 |
| 電子マネー業務 | 3,075 |
| クレジットカード業務 | 5,811 |
| 役務取引等収益以外 | 759 |
| 顧客との契約から生じる経常収益 | 24,841 |
| 上記以外の経常収益 | 131,026 |
| 経常収益 | 155,867 |

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）「7．収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

（1）契約残高

顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 当事業年度期首<br>（2023年4月1日） | 当事業年度末<br>（2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 顧客との契約から生じた債権 | 5,122 | 5,290 |
| 契約負債 | 187 | 11 |

契約負債は、主に履行義務の充足により収益を認識されることで減少します。

当事業年度末の契約負債の内容は、電子マネーの利用等に応じて付与したWAONポイント（当社運営ポイント制度）の未行使分に関連するものです。

当事業年度期首の契約負債には、クレジットカードの利用等に応じて付与したときめきポイント（当社運営ポイント制度）の未行使分に関連するものも含まれておりましたが、ときめきポイントの制度は2023年8月末をもって終了いたしましたので、当事業年度末の契約負債には含まれておりません。

当事業年度期首の契約負債残高のうち、当事業年度に認識した収益の額は、186百万円です。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末現在、付与したポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は11百万円であります。当該残存履行義務について、ポイントの行使に応じて今後2年以内に収益の認識を見込んでおります。

（関連当事者との取引）

１．親会社

（単位：百万円）

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(または被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注５） | 科目 | 期末残高（注５） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | イオンフィナンシャルサービス株式会社 | 被所有間接 100.0% | 従業員の出向<br>保証契約の締結<br>クレジット事業等の業務委託に係る契約の締結 | 債務被保証（注１） | 1,539,579 | － | |
| | | | | 保証料の支払（注１） | 46,683 | 未払費用 | 183 |
| | | | | クレジット事業に係る手数料の受取（注２） | 36,862 | 未収収益 | 3,900 |
| | | | | クレジット事業に係る手数料の支払（注２） | 3,926 | 未払費用 | 98 |
| | | | | クレジット事業に係る資金精算（注３） | － | 前渡金<br>未払金<br>その他の負債 | 27,700<br>242,928<br>1,879 |
| | | | | ショッピング債権の売却（注４） | | | |
| | | | | 売却代金<br>売却益 | 116,586<br>4,652 | 未収金 | 18,459 |

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１）債務被保証については、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。

（注２）クレジット事業に係る手数料については、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。

（注３）加盟店等への精算やキャッシング貸付に係る資金精算金額は一時的な立替金であるため期中取引金額には含めておりません。

（注４）売却価額は債権を査定の上、契約により決定しております。

（注５）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．関連会社等

（単位：百万円）

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(または被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 関連会社 | イオン住宅ローンサービス株式会社 | 直接 49.0% | 従業員の出向<br>資金の貸付 | 資金の貸付（注１、注２） | 10,564 | 貸出金 | 5,600 |
| | | | | 利息の受取（注１） | 37 | 未収収益 | 0 |
| | | | | 債権の買取（注３） | 70,265 | 未払金 | － |

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１）資金の貸付については、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。

（注２）取引金額には、平均残高を記載しております。

（注３）購入価額は債権を査定の上、契約により決定しております。

３．兄弟会社等　　（単位：百万円）

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(または被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注４） | 科目 | 期末残高（注４） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | イオンリテール株式会社 | なし | 資金の貸付<br>電子マネー取引 | 資金の貸付（注１、注２） | 26,737 | 貸出金 | 25,500 |
| | | | | 利息の受取（注１） | 241 | 未収収益 | 1 |
| | | | | 電子マネー業務に係る手数料の受取（注３） | 1,497 | 未収収益 | 80 |
| | | | | 電子マネー業務に係る手数料の支払（注３） | 68 | 未払費用 | 3 |
| | | | | 電子マネー業務に係る資金精算 | 386,780 | 未払金<br>未収金 | 17,338<br>3,713 |
| | イオンマーケティング株式会社 | なし | ポイント取引 | ポイント取引に係る手数料の支払(注３) | 43 | 未払費用 | 5 |
| | | | | ポイント取引に係る資金精算 | 51,455 | 未払金<br>未収金 | 4,900<br>732 |

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１）資金の貸付については、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。

（注２）取引金額には、平均残高を記載しております。

（注３）電子マネー業務等に係る手数料については、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。

（注４）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

４．役員および個人主要株主等　　（単位：百万円）

| 種類 | 氏名 | 議決権等の所有（または被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員およびその近親者 | 小林裕明 | なし | 当社取締役 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 24 |
| 役員およびその近親者 | 田中悟司 | なし | 当社取締役 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 16 |
| 役員およびその近親者 | 穴田将人 | なし | 当社取締役 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 19 |
| 役員およびその近親者 | 三藤智之 | なし | 親会社の取締役 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 18 |
| 役員およびその近親者 | 稲垣武志 | なし | 親会社の執行役員 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 13 |
| 役員およびその近親者 | 木村信之 | なし | 親会社の執行役員 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 38 |
| 役員およびその近親者 | 本田比呂司 | なし | 親会社の執行役員 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 11 |
| 役員およびその近親者 | 石塚和男（注２） | なし | 親会社の執行役員 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 38 |
| 役員およびその近親者 | 四方基之 | なし | 親会社の執行役 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 47 |
| 役員およびその近親者 | 尾島司 | なし | 親会社の執行役 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 61 |
| 役員およびその近親者 | 古澤康之 | なし | 親会社の執行役 | 資金の貸付（注１） | － | 貸出金 | 20 |

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１）資金の貸付は住宅ローン等の定型ローン商品であり、利率及び返済等の契約条件は一般的取引条件と同一であります。

（注２）石塚和男氏は、2023年５月31日付で親会社であるイオンフィナンシャルサービス(株)の執行役員を退任しております。期末残高については同日現在の残高を記載しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　　116,824円18銭

１株当たりの当期純利益金額　　3,414円32銭

# 独立監査人の監査報告書

2024 年 5 月 14 日

株 式 会 社 イ オ ン 銀 行

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 﨑 健 介

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 坂 武 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社イオン銀行の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 17 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第１７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当行の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２４年5月２０日
株式会社イオン銀行 監査役会

常勤監査役　（社外監査役）　蓮　川　昌　博
社外監査役　　杉　本　茂　次
監　査　役　　渡　部　ま　き

以　上